

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-269 2023.04
Ref.363434 03-23 13M (D)

2023.4改

長期補償傷害保険

普通保険約款^{やっかん}・特約集



アメリカンホーム保険
Member of AIG

やっかん 約款内容の一部変更のお知らせ

アメリカンホーム保険会社では、民法（明治29年法律第89号）の改正・施行およびみなさまにより分かりやすくご安心いただける商品をお届けするための当社における取組み等を踏まえ、保険約款を改定いたしました。

今回の改定内容は、2020年4月1日に適用となります。また、お客さまによるお手続きは必要ございません。保険料（掛金）の変更もございません。ご加入の補償内容については、保険証券・加入者証・継続証・継続加入者証等をご確認ください。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<改定内容>

民法の改正にあわせ、被保険者（補償対象者）のご年齢が誤っていた場合の取り扱いを変更しました。

2020年4月1日に施行される改正民法で、錯誤の効果が変更（「無効」→「取消し」）されたことを受け、被保険者（補償対象者）の年齢が引受対象年齢の範囲外となる契約年齢誤りの際の取り扱いを変更いたしました。

改定対象	説明	改定前	改定後
・普通保険約款 ・無選択型傷害疾病入院保険金支払特約 ・無選択型傷害疾病手術保険金支払特約（独立定額型） ・無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約	保険期間の開始日における被保険者（補償対象者）のご年齢に誤りがあり、実際のご年齢が引受対象年齢の範囲外であった場合の取り扱いを変更する。	保険契約は 無効 （保険料は全額返還）	保険契約は 取消し （保険料は全額返還※） ※ただし、保険契約者等の詐欺または強迫による取消しの場合は返還しない

用語の明確化を行いました。

<変更内容の例>

「葬祭費用」の定義を追加しました（「葬祭費用」の定義については、これまでは重要事項説明書等に記載していました）。また、これまで保険金支払いの実務上、被保険者（補償対象者）が傷害を原因として事故発生の日から180日目以降に死亡した場合は疾病による死亡として補償対象としていましたが、その旨を明確に記載しました。

（改定対象：葬祭費用補償特約、連生型葬祭費用補償特約）

上記の他、ご契約内容に実質の影響が生じない軽微な変更や誤記修正も行いました。

ご不明点がございましたら、保険証券または加入者証等に記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上

このようなときは、下記にある各条のページをお読みください。

特約・特則がセットされている場合は、特約・特則部分もあわせてお読みください。ご不明な点につきましては、アメリカンホーム保険会社・代理店にご相談ください。

この保険を契約するとき	第 1 章 用語の定義条項 第1条 (用語の定義)	P.6
	第 3 章 基本条項 第44条 (準拠法)	P.13
ケガ・病気で入院したとき	第 2 章 補償条項 第2条 (保険金を支払う場合) ~ 第9条 (他の身体の障害または疾病の影響)	P.6~
	第 3 章 基本条項 第30条 (事故の通知) ~ 第35条 (代位)	P.10~
保険契約の内容を変更するとき	第 3 章 基本条項 第11条 (保険料の払込方法) 第12条 (保険料払込方法の変更) 第24条 (第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力) 第25条 (保険契約の復活)	P.8~
告知事項に変更や誤りがあるとき	第 3 章 基本条項 第15条 (告知義務) 第16条 (保険契約者等の住所変更) 第26条 (保険料の返還または請求-告知義務等の場合)	P.8~
保険契約が無効・失効・解除・取消となったとき	第 3 章 基本条項 第17条 (保険契約の無効) ~ 第23条 (保険契約解除の効力) 第27条 (保険料の返還-無効または失効の場合) ~ 第29条 (保険料の返還-解除の場合)	P.8~
申込時の年齢に誤りがあるとき	第 3 章 基本条項 第13条 (契約年齢の計算) 第14条 (契約年齢または性別の誤りの処理)	P.8
保険契約者を変更するとき	第 3 章 基本条項 第36条 (死亡保険金受取人の変更) ~ 第38条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い) 第41条 (被保険者が複数の場合の約款の適用) 第42条 (保険金受取人による保険契約の存続)	P.11~
アメリカンホーム保険会社に対し、訴訟を提起するとき	第 3 章 基本条項 第43条 (訴訟の提起) 第44条 (準拠法)	P.13

◎補償内容のお問い合わせ、ご住所の変更など各種手続きの際には、弊社「ご契約者様サービスセンター」までご連絡ください。

ご契約者様サービスセンター 平日9:00 ~ 17:00(土・日・祝日を除く)のご連絡…… **☎0120-000-202**

◎保険金請求の際には、弊社「保険金請求受付センター」までご連絡ください。

保険金請求受付センター 24時間年中無休…… **☎0120-50-8955**

◎この保険の保険金(死亡保険金を除きます。)は、原則として、被保険者が請求することとなっております。

ただし、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、当社の承認を得て、以下の順位に従って被保険者の代理人として保険金の請求をすることができます。

〈被保険者に保険金を請求できない事情がある場合〉

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1)被保険者の代理人 | (2)被保険者と同居または生計を共にする配偶者 |
| (3)被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 | (4)(2)以外の配偶者・(3)以外の3親等内の親族 |

つきましては、(1) ~ (4)の方に被保険者の代理人として保険金の請求ができる旨ご通知ください。

やっかん 普通保険約款・特約の構成

第1章

第2章

第3章

主として補償に
関する特約

その他の特約

長期補償傷害保険普通保険約款

第1章	用語の定義条項 第1条 (用語の定義)	P.6
第2章	補償条項 第2条 (保険金を支払う場合) 第3条 (保険金を支払わない場合-その1) 第4条 (保険金を支払わない場合-その2) 第5条 (死亡保険金の支払) 第6条 (後遺障害保険金の支払) 第7条 (入院一時金の支払) 第8条 (死亡の推定) 第9条 (他の身体の障害または疾病の影響)	P.6
第3章	基本条項 第10条 (保険責任の始期および終期) 第11条 (保険料の払込方法) 第12条 (保険料払込方法の変更) 第13条 (契約年齢の計算) 第14条 (契約年齢または性別の誤りの処理) 第15条 (告知義務) 第16条 (保険契約者等の住所変更) 第17条 (保険契約の無効) 第18条 (保険契約の失効) 第19条 (保険契約の取消し) 第20条 (保険契約者による保険契約の解除) 第21条 (重大事由による解除) 第22条 (被保険者による保険契約の解除請求) 第23条 (保険契約解除の効力) 第24条 (第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力) 第25条 (保険契約の復活) 第26条 (保険料の返還または請求-告知義務等の場合) 第27条 (保険料の返還-無効または失効の場合) 第28条 (保険料の返還-取消しの場合) 第29条 (保険料の返還-解除の場合) 第30条 (事故の通知) 第31条 (保険金の請求) 第32条 (保険金の支払時期) 第33条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) 第34条 (時効) 第35条 (代位) 第36条 (死亡保険金受取人の変更) 第37条 (保険契約者の変更) 第38条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い) 第39条 (保険料率の変更) 第40条 (契約内容の登録) 第41条 (被保険者が複数の場合の約款の適用) 第42条 (保険金受取人による保険契約の存続) 第43条 (訴訟の提起) 第44条 (準拠法)	P.8

主として補償に関する特約

1. 死亡保険金のみの特約	P.22	14. 疾病危険補償対象外特約 (連生葬祭) 疾病危険補償対象外特約 (連生型葬祭費用補償特約)	P.32
2. 後遺障害保険金のみの特約	P.22	15. 傷害危険補償対象外特約 (連生葬祭) 傷害危険補償対象外特約 (連生型葬祭費用補償特約)	P.32
3. 入院一時金のみの特約	P.22	16. 地震・噴火・津波危険特約 (連生葬祭) 地震・噴火・津波危険補償特約 (連生型葬祭費用補償特約)	P.32
4. 死亡・後遺障害のみの特約 死亡保険金および後遺障害保険金のみの特約	P.22	17. 救援者費用等補償特約	P.33
5. 死亡保険金および入院一時金のみの特約	P.22	18. 個人賠償責任補償特約	P.36
6. 後遺障害・入院一時金のみの特約 後遺障害保険金および入院一時金のみの特約	P.22	19. 現金盗難被害補償特約	P.39
7. 傷害医療費用補償特約	P.22	20. 無事故戻し特約 (後遺障害) 無事故戻し特約 (後遺障害保険金用)	P.44
8. 葬祭費用補償特約	P.25	21. 地震・噴火・津波危険補償特約	P.45
9. 疾病危険補償対象外特約 (葬祭費用) 疾病危険補償対象外特約 (葬祭費用補償特約)	P.28	22. 無選択型傷害疾病入院保険金支払特約	P.45
10. 傷害危険補償対象外特約 (葬祭費用) 傷害危険補償対象外特約 (葬祭費用補償特約)	P.28	23. 地震・噴火・津波危険特約 (傷疾入院) 地震・噴火・津波危険補償特約 (無選択型傷害疾病入院保険金支払特約)	P.50
11. 地震・噴火・津波危険特約 (葬祭費用) 地震・噴火・津波危険補償特約 (葬祭費用補償特約)	P.28	24. 無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約	P.50
12. 連生型葬祭費用補償特約	P.28	25. 地震・噴火・津波危険特約 (傷疾一時金) 地震・噴火・津波危険補償特約 (無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約)	P.55
13. 連生型葬祭費用リレー特約	P.32		

その他の特約

26. 訴訟の提起に関する特約	P.55	30. 死亡保険金受取人に関する特約	P.58
27. 保険料預金口座振替特約	P.56	31. 夫婦特約	P.58
28. 自動継続特約 自動継続特約 (分割払契約用)	P.56	32. 共同保険に関する特約	P.59
29. 通信販売特約 通信販売に関する特約	P.57	33. 保険料クレジットカード払特約	P.59

※この契約に適用される特約は、保険証券の「特別・特約」欄に記載されています。保険証券の「特約」欄に略称で表示されている場合、その特約の正式名称は上記の通りです。ご確認ください。

上段：略称
下段：特約名称

長期補償傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的 他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
契約年齢	保険期間（注）の初日における被保険者の年齢をいいます。 （注）継続契約については、継続契約の保険期間をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項（注1）とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注2） （注1）保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する書類をいいます。 （注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。
債権者等	差押債権者、破産管財人その他の保険契約者および当社以外の者で保険契約の解除をすることができる者をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
他の 保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
払込期日	保険証券記載の保険料の払込期日をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者（補償対象者）をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または入院一時金をいいます。

用語	定義
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
保険料 払込方法	保険証券記載の保険料払込方法をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
（注）以下「事故」といいます。
- （1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合-その1)

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
 - 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）運転する地における法令によるものをいいます。
（注4）アルコールの影響により正常な運転ができない

おそれがある状態をいいます。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 第36条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第36条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表2に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定しま

す。ただし、別表2の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7.から9.までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

- (5) 既に身体に障害のあった被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(注)が、新たな後遺障害の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害により、この保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\begin{array}{l} \text{加重された後の} \\ \text{後遺障害の状態} \\ \text{に対応する割合} \end{array} - \begin{array}{l} \text{既存障害(注)} \\ \text{に対応} \\ \text{する割合} \end{array} = \text{適用する割合}$$

(注) 既にあった身体の障害をいいます。

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して、保険金額をもって限度とします。

第7条 (入院一時金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、保険証券記載の入院一時金保険金額(注1)を入院一時金として被保険者に支払います。ただし、保険金の支払については、1事故に基づく傷害について、保険証券記載の入院一時金保険金額(注1)を限度とします。

- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院を開始していること。
 - ② 実際に入院した日数が保険証券記載の日数(注2)以上であること。
- (注1) 入院一時金保険金額が複数記載されている場合はそれぞれの入院一時金保険金額をいいます。
- (注2) 入院日数が複数記載されている場合は、それぞれの入院日数をいいます。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、(1)②および(2)の入院日数に算入しません。

- (4) 被保険者が入院一時金の支払の対象となる期間中にさらに入院一時金の支払を受けられる他の傷害を被った場合においても、当社は、重複して入院一時金を支払いません。

第8条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含

めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。
 - (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3章 基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
 - (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、一時払保険料または第1回保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 当会社が保険金を支払う場合において、その保険金支払の原因となった事故が生じた日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料がある場合は、当会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第12条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険料払込方法を変更することができます。

第13条（契約年齢の計算）

この保険契約の契約年齢は、保険期間の開始時における満年齢で計算します。

第14条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- (1) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。
 - ① 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を取り消すことができるものとし、保険契約を取り消すときには、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。
 - ② 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結し

たものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

- (3) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、当会社は、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料の正しい契約年齢または性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

第15条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結（注）の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (注) 保険契約の復活および保険契約の条件の変更を含みます。
- (2) 当会社は、保険契約締結（注）の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 保険契約の復活および保険契約の条件の変更を含みます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結（注1）の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結（注1）の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結（注1）時から5年を経過した場合
- (注1) 保険契約の復活および保険契約の条件の変更を含みます。
- (注2) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した傷害については適用しません。

第16条（保険契約者等の住所変更）

保険契約者または被保険者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第18条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第19条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第20条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第21条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その

被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第22条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第23条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条 (第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)

(1) 第11条(保険料の払込方法)(1)の規定にかかわらず、第2回以降の保険料の払込みについては、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。

(2) (1)の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、当会社は、保険契約を猶予期間の満了日の翌日から解除することができます。

(3) (2)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、猶予期間の満了日の翌日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条 (保険契約の復活)

(1) 保険契約が前条(2)の規定により解除された日からその日を含めて3か月以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が第29条(保険料の返還—解除の場合)(6)の規定により保険料が返還された後は、復活を請求することはできません。

(2) 当会社が保険契約の復活を承認した場合は、保険契約者は、当会社の指定する日(注)までに払込期日が到来している未払込保険料を一括して払い込むものとします。ただし、当会社は所定の利率により計算した利息を請求することができます。

(注) (3)において指定日といいます。

- (3) (2) の未払込保険料が指定日までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。
- (4) 保険契約が復活した場合であっても、当社は、前条(2)の規定により解除された日から(2)の保険契約の復活を承認する前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第26条 (保険料の返還または請求—告知義務等の場合)

- (1) 第15条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第27条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第17条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。ただし、保険契約締結の後、保険期間が開始する前に保険契約が失効した場合には、全額を返還します。

第28条 (保険料の返還—取消しの場合)

第19条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第29条 (保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第15条(告知義務)(2)、第21条(重大事由による解除)(1)または第26条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、別表4により計算した額を返還します。
- (2) 第20条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合(注)には、当社は、別表4により計算した額を返還します。
(注) 第42条(保険金受取人による保険契約の存続)の規定により、債権者等が保険契約を解除した場合を含みます。
- (3) 第21条(重大事由による解除)(2)の規定により、当

当社がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、別表4により計算した額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

- (4) 第22条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、別表4により計算した額を返還します。
(注) その被保険者にかかる部分に限りです。
- (5) 第22条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、別表4により計算した額を保険契約者に返還します。
(注) その被保険者にかかる部分に限りです。
- (6) 第24条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、別表4により計算した額を返還します。
- (7) (1)から(6)までの場合において、当社は解除日における被保険者の生存を証明する書類を求めることができます。
- (8) (1)から(6)までの規定にかかわらず、保険契約者が(7)の書類を提出しなかった場合には、当社は保険料を返還しません。

第30条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第31条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院一時金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時または被保険者の入院日数が保険証券記載の日数以上経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注)法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第33条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第30条(事故の通知)の規定による通知または第31条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。(注2) 収入の喪失を含みません。

第34条 (時効)

保険金請求権は、第31条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第36条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、そ

の者については、順次の法定相続人とします。

- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第37条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第38条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第39条 (保険料率の変更)

- (1) 当会社は、保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加などがこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料率を変更することがあります。
- (2) (1)の認可を受けこの保険の保険料率を変更する場合は、将来に向かってこの保険契約の保険料または保険金額を改めます。この場合、変更日(注)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- (注) (1)の認可にあたって当会社の定める日の直後に到来する保険期間の初日応当日をいいます。
- (3) (2)の通知を受けた保険契約者は、変更日(注1)の2週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとします。
- ① 保険金額(注2)を一定とし、保険料を変更する方法
 - ② 保険料を一定とし、保険金額(注2)を変更する方法
 - ③ 変更日(注1)の前日にこの保険契約を解除する方法
- (注1) (1)の認可にあたって当会社の定める日の直後に到来する保険期間の初日応当日をいいます。
- (注2) この保険契約に付帯する特約の保険金額を含みません。
- (4) 保険契約者が(3)①の方法を指定する場合は、当会社は、未経過期間に対応する保険料の差額を返還または請求します。
- (5) (4)の規定にかかわらず、この保険契約の保険料払込方法が月払である場合は、変更日(注)以降に払込期日の到来する保険料を変更します。
- (注) (1)の認可にあたって当会社の定める日の直後に到来する保険期間の初日応当日をいいます。
- (6) (3)の指定がなされないまま変更日(注)が到来した場合は、保険契約者により(3)②の方法が指定されたものとみなします。
- (注) (1)の認可にあたって当会社の定める日の直後に到来する保険期間の初日応当日をいいます。
- (7) (6)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払

込免除に関する特約が付帯されている場合において、変更日(注)までに保険料の払込免除事由が生じているときは、保険契約者により(3)①の方法が指定されたものとみなします。

(注) (1)の認可にあたって当会社の定める日の直後に到来する保険期間の初日応当日をいいます。

- (8) (3)③の規定によりこの保険契約が解除された場合は、当会社は、別表4により計算した額を返還します。

第40条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録することがあります。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第41条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第42条 (保険金受取人による保険契約の存続)

- (1) 債権者等による保険契約の解除は、解除の通知が当会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) (1)の解除が通知された場合でも、通知の時ににおいて①および②のいずれも満たす死亡保険金受取人、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険契約者の同意を得て、(1)の期間が経過するまでの間に、その解除の通知が当会社に到達した日に解除の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、(1)の解除はその効力を生じません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) (1)の解除の通知が当会社に到達した日以降、その解除の効力が生じたまたは(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、当会社が保険金を支払うべき場合は、その支払うべき金額の限度で、(2)本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

第43条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第44条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの ^{はんこく} 癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に奇形を残す場合	15%
7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%

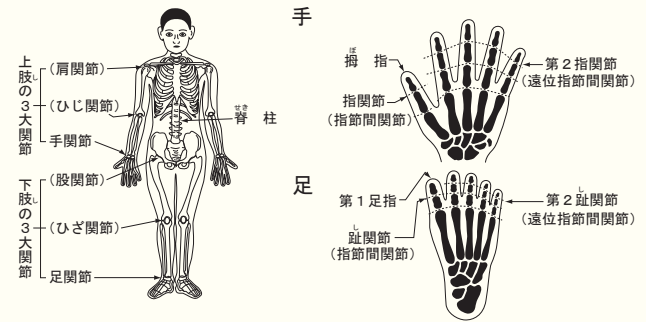
9. 足指の障害

- (1) 1足の第1足指を指節間関節以上で失った場合 10%
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残す場合 8%
- (3) 第1足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 5%
- (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 第6条 (後遺障害保険金の支払) (5) の後遺障害

- 1. 両眼が失明した場合
 - 2. 両耳の聴力を全く失った場合
 - 3. 両腕(手関節以上をいう)を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 - 4. 両脚(足関節以上をいう)を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 - 5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表2・注2の関節の説明図によります。
- 注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 返還保険料(例示表)

この別表は、この契約が初度契約か継続契約かの別、解除の事由により、次のとおりとなります。

1. 初度契約、第29条(保険料の返還—解除の場合)(1)および第39条(保険料率の変更)(8)による解除の場合	P.12
2. 初度契約、第29条(保険料の返還—解除の場合)(2)、(3)、(4)および(5)による解除の場合	P.15
3. 継続契約、第29条(保険料の返還—解除の場合)(1)および第39条(保険料率の変更)(8)による解除の場合	P.18
4. 継続契約、第29条(保険料の返還—解除の場合)(2)、(3)、(4)および(5)による解除の場合	P.18

1. 初度契約、第29条（保険料の返還－解除の場合）（1）、（3）および第39条（保険料率の変更）（8）による解除の場合

（注1）この表は、第29条（保険料の返還－解除の場合）（1）、（3）および第39条（保険料率の変更）（8）に基づく保険契約の解除の場合に適用されるものです。

（注2）この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しております。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表（死亡保険金部分）

（男性）（死亡保険金額500,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	141	171	217	353	738	1,210	1,567	
5	234	279	367	650	1,405	2,239	2,940	
7	211	252	344	642	1,345	2,154	2,970	

（女性）（死亡保険金額500,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	49	68	117	229	437	681	914	
5	80	114	209	419	788	1,201	1,660	
7	72	106	198	396	731	1,111	1,669	

返還保険料例示表（入院一時金（30日）部分）

（男性）（入院一時金額50,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	135	165	237	308	434	867	1,602	
5	222	257	407	507	772	1,720	3,231	
7	201	241	373	469	768	1,761	3,216	

（女性）（入院一時金額50,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	110	168	431	672	1,027	2,845	3,534	
5	196	286	817	1,126	1,890	5,564	5,825	
7	176	292	746	1,004	1,989	5,095	5,380	

返還保険料例示表（入院一時金（60日）部分）

（男性）（入院一時金額50,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	80	80	146	108	195	472	564	
5	171	96	276	118	400	915	977	
7	148	101	235	120	414	869	949	

（女性）（入院一時金額50,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	52	64	221	388	609	1,596	1,950	
5	64	118	428	666	1,114	3,102	3,203	
7	56	128	398	597	1,157	2,835	2,957	

返還保険料例示表（後遺障害保険金部分）

（男性）（後遺障害保険金額500,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	101	123	157	255	534	873	1,132	
5	168	201	264	469	1,015	1,617	2,124	
7	151	182	249	464	972	1,555	2,146	

（女性）（後遺障害保険金額500,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	36	49	84	165	315	491	660	
5	58	82	150	302	569	867	1,199	
7	51	77	142	286	528	802	1,205	

返還保険料例示表（個人賠償責任補償特約部分）

（男性）（賠償責任保険金額5,000万円の場合）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31	
5	33	32	32	32	32	31	31	
7	33	32	32	32	32	31	31	

（女性）（賠償責任保険金額5,000万円の場合）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31	
5	33	32	32	32	32	31	31	
7	33	32	32	32	32	31	31	

返還保険料例示表（救援者費用補償特約部分）

（男性）（救援者費用保険金額100万円の場合）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	10	10	10	10	10	9	9	
5	10	10	10	10	10	9	9	
7	10	10	10	10	10	9	9	

（女性）（救援者費用保険金額100万円の場合）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	10	10	10	10	10	9	9	
5	10	10	10	10	10	9	9	
7	10	10	10	10	10	9	9	

返還保険料例示表（葬祭費用補償特約部分）

（男性）（葬祭費用保険金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	461	554	672	762	942	1,453	2,163	
5	519	629	771	814	1,226	2,149	3,285	
7	365	457	548	556	1,022	1,843	2,910	

（女性）（葬祭費用保険金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	208	243	299	347	479	856	1,488	
5	214	269	333	368	646	1,280	2,279	
7	143	194	232	255	549	1,099	2,016	

※人生よろこんでの場合

（男性）（葬祭費用保険金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	491	592	719	820	1,004	1,544	2,348	
5	430	520	639	650	1,046	1,904	2,873	
7	309	389	464	451	907	1,681	2,622	

（女性）（葬祭費用保険金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	223	258	318	371	504	896	1,579	
5	173	222	277	298	566	1,156	2,044	
7	118	165	197	211	499	1,020	1,860	

返還保険料例示表（傷害医療費用補償特約部分）

(男性) (傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	445	527	617	763	919	1,070	1,176	
5	669	816	1,021	1,245	1,523	1,806	2,105	
7	606	748	952	1,170	1,401	1,697	2,112	

(女性) (傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	447	532	624	770	930	1,133	1,300	
5	670	818	1,021	1,244	1,529	1,820	2,177	
7	604	747	903	1,119	1,397	1,692	2,065	

返還保険料例示表（現金盗難被害補償特約部分）

(男性) (保険金額20万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	42	42	41	41	41	41	40	
5	42	42	41	41	41	41	40	
7	42	42	41	41	41	41	40	

(女性) (保険金額20万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	42	42	41	41	41	41	40	
5	42	42	41	41	41	41	40	
7	42	42	41	41	41	41	40	

返還保険料例示表（無事故戻し特約（後遺障害保険金用）部分）

※保険期間中に後遺障害保険金を支払うべき事故の発生がなかった場合（請求がなかった場合を含みます。）

(男性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,454	1,402	1,334	1,288	1,153	837	491	
5	4,067	3,964	3,833	3,766	3,404	2,650	1,785	
7	6,187	6,078	5,957	5,899	5,440	4,590	3,507	

(女性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,601	1,580	1,547	1,518	1,416	1,170	815	
5	4,353	4,305	4,242	4,193	3,943	3,396	2,577	
7	6,463	6,410	6,355	6,307	6,009	5,424	4,473	

※保険期間中に後遺障害保険金を支払うべき事故の発生があった場合

(男性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	31	29	27	24	17	9	
5	33	31	29	27	24	17	9	
7	33	31	29	27	24	17	9	

(女性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	35	35	35	34	31	25	16	
5	35	35	35	34	31	25	16	
7	35	35	35	34	31	25	16	

返還保険料例示表（無選択型傷害疾病入院保険金支払特約部分）

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	786	2,272	2,553	2,831	3,306	3,160	3,505	
5	1,453	3,613	3,980	4,453	5,314	4,801	6,179	
7	1,743	3,260	3,620	4,097	4,765	4,600	6,130	

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	600	1,861	2,237	2,468	3,154	3,354	3,519	
5	1,150	2,979	3,503	3,850	5,147	5,200	5,786	
7	1,370	2,677	3,101	3,516	4,559	4,729	5,383	

返還保険料例示表（無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約部分）

(男性) (入院療養一時金10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	76	228	261	303	341	336	320	
5	145	360	415	489	536	528	514	
7	177	325	378	447	484	493	497	

(女性) (入院療養一時金10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	65	228	293	378	478	569	647	
5	136	372	479	621	780	936	1,084	
7	165	334	432	561	703	861	1,024	

連生型葬祭費用補償特約が付帯されている場合

返還保険料例示表（死亡保険金部分）
(死亡保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	140	170	213	345	716	1,153	1,424	
5	234	279	366	646	1,394	2,180	2,755	
7	213	255	347	647	1,356	2,148	2,903	

返還保険料例示表（入院一時金（60日）部分）
(入院一時金額50,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	79	79	143	107	187	449	519	
5	171	96	276	118	395	891	923	
7	149	101	238	121	414	867	935	

返還保険料例示表（後遺障害保険金部分）
(後遺障害保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	100	122	154	248	517	833	1,028	
5	168	201	263	466	1,007	1,575	1,990	
7	152	184	250	467	980	1,551	2,098	

返還保険料例示表（連生型葬祭費用補償特約部分）
(連生型葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	634	747	899	1,031	1,241	1,835	2,658	
5	724	849	1,057	1,148	1,606	2,796	4,233	
7	511	618	767	802	1,334	2,474	3,917	

返還保険料例示表 (傷害医療費用補償特約部分)
(傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	401	525	613	758	911	1,011	1,098	
5	669	859	1,019	1,245	1,522	1,748	1,974	
7	608	751	953	1,175	1,407	1,696	2,052	

返還保険料例示表 (個人賠償責任補償特約部分)
(賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	32	31	31
5	33	32	32	32	32	32	31	31
7	33	32	32	32	32	32	31	31

返還保険料例示表 (無事故戻し特約 (後遺障害保険金用) 部分)

※保険期間中に後遺障害保険金を支払うべき事故の発生がなかった場合 (請求がなかった場合を含みます。)

(無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,365	1,303	1,217	1,152	1,005	650	288	
5	3,893	3,773	3,594	3,488	3,092	2,174	1,179	
7	6,018	5,888	5,713	5,619	5,099	3,990	2,621	

※保険期間中に後遺障害保険金を支払うべき事故の発生があった場合

(無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	30	28	26	24	20	13	5	
5	30	28	26	24	20	13	5	
7	30	28	26	24	20	13	5	

連生型葬祭費用リレー特約が付帯されている場合

返還保険料例示表 (死亡保険金部分)

(男性) (死亡保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	141	171	217	353	738	1,210	1,567	
5	234	279	367	650	1,405	2,239	2,940	
7	211	252	344	642	1,345	2,154	2,970	

(女性) (死亡保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	49	68	117	229	437	681	914	
5	80	114	209	419	788	1,201	1,660	
7	72	106	198	396	731	1,111	1,669	

返還保険料例示表 (入院一時金 (60日) 部分)

(男性) (入院一時金額50,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	80	80	146	108	195	472	564	
5	171	96	276	118	400	915	977	
7	148	101	235	120	414	869	949	

(女性) (入院一時金額50,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	52	64	221	388	609	1,596	1,950	
5	64	118	428	666	1,114	3,102	3,203	
7	56	128	398	597	1,157	2,835	2,957	

返還保険料例示表 (後遺障害保険金部分)

(男性) (後遺障害保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	101	123	157	255	534	873	1,132	
5	168	201	264	469	1,015	1,617	2,124	
7	151	182	249	464	972	1,555	2,146	

(女性) (後遺障害保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	36	49	84	165	315	491	660	
5	58	82	150	302	569	867	1,199	
7	51	77	142	286	528	802	1,205	

返還保険料例示表 (個人賠償責任補償特約部分)

(男性) (賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31	
5	33	32	32	32	32	31	31	
7	33	32	32	32	32	31	31	

(女性) (賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31	
5	33	32	32	32	32	31	31	
7	33	32	32	32	32	31	31	

返還保険料例示表 (傷害医療費用補償特約部分)

(男性) (傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	445	527	617	763	919	1,070	1,176	
5	669	816	1,021	1,245	1,523	1,806	2,105	
7	606	748	952	1,170	1,401	1,697	2,112	

(女性) (傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	447	532	624	770	930	1,133	1,300	
5	670	818	1,021	1,244	1,529	1,820	2,177	
7	604	747	903	1,119	1,397	1,692	2,065	

返還保険料例示表 (葬祭費用補償特約部分)

(男性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	124	117	159	124	225	680	983	
5	183	197	254	165	505	1,295	1,861	
7	155	186	220	142	561	1,277	1,913	

(女性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	44	44	73	63	155	463	790	
5	55	80	113	91	332	862	1,490	
7	45	78	96	83	354	833	1,493	

2. 初度契約、第29条（保険料の返還－解除の場合）（2）、（4）、（5）および（6）による解除の場合

（注1）この表は、第29条（保険料の返還－解除の場合）（2）、（4）、（5）および（6）に基づく保険契約の解除の場合に適用されるものです。

（注2）この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しております。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表（死亡保険金部分）

（男性）（死亡保険金額500,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	19	23	28	120	418	771	972
5	137	169	240	492	1,187	1,937	2,509
7	149	182	263	541	1,205	1,953	2,667

（女性）（死亡保険金額500,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	7	9	40	123	276	451	597
5	43	73	160	349	683	1,048	1,443
7	50	80	167	353	665	1,014	1,525

返還保険料例示表（入院一時金（30日）部分）

（男性）（入院一時金額50,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	32	36	41	48	86	460	1,057
5	54	85	224	298	535	1,440	2,836
7	95	133	257	335	616	1,574	2,939

（女性）（入院一時金額50,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	17	21	226	370	591	2,137	2,442
5	106	186	683	929	1,605	5,096	5,078
7	121	231	664	882	1,812	4,797	4,884

返還保険料例示表（入院一時金（60日）部分）

（男性）（入院一時金額50,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	16	18	21	25	29	269	306
5	85	18	179	25	284	775	790
7	93	44	174	51	339	775	818

（女性）（入院一時金額50,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	10	11	115	227	367	1,199	1,341
5	12	65	359	561	956	2,839	2,786
7	24	95	355	532	1,059	2,668	2,680

返還保険料例示表（後遺障害保険金部分）

（男性）（後遺障害保険金額500,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	13	16	21	86	303	556	703
5	97	121	173	354	857	1,399	1,812
7	106	132	191	391	871	1,410	1,928

（女性）（後遺障害保険金額500,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	5	6	29	88	199	325	431
5	32	52	114	251	493	757	1,043
7	34	59	119	254	481	732	1,101

返還保険料例示表（個人賠償責任補償特約部分）

（男性）（賠償責任保険金額5,000万円の場合）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31
5	33	32	32	32	32	31	31
7	33	32	32	32	32	31	31

（女性）（賠償責任保険金額5,000万円の場合）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31
5	33	32	32	32	32	31	31
7	33	32	32	32	32	31	31

返還保険料例示表（救済者費用補償特約部分）

（男性）（救済者費用保険金額100万円の場合）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	10	10	10	10	10	9	9
5	10	10	10	10	10	9	9
7	10	10	10	10	10	9	9

（女性）（救済者費用保険金額100万円の場合）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	10	10	10	10	10	9	9
5	10	10	10	10	10	9	9
7	10	10	10	10	10	9	9

返還保険料例示表（葬祭費用補償特約部分）

※これからの場合

（男性）（葬祭費用保険金額10,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	371	457	564	647	809	1,275	1,928
5	460	564	699	736	1,136	2,027	3,115
7	328	416	502	506	964	1,762	2,790

（女性）（葬祭費用保険金額10,000円あたり）

既経過年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円
2	168	201	252	296	413	753	1,329
5	188	242	302	334	603	1,212	2,170
7	127	177	213	234	522	1,056	1,944

※人生よろこんでの場合

(男性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	394	486	601	693	859	1,351	2,086	
5	366	450	560	564	948	1,771	2,683	
7	269	345	414	396	844	1,593	2,489	

(女性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	180	213	267	315	433	786	1,407	
5	145	193	244	261	520	1,083	1,926	
7	101	147	177	188	470	974	1,782	

返還保険料例示表 (傷害医療費用補償特約部分)

(男性) (傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	64	75	92	111	133	259	301	
5	334	471	616	775	987	1,260	1,445	
7	402	538	687	891	1,063	1,304	1,650	

(女性) (傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	64	77	92	111	181	324	425	
5	337	476	622	781	1,048	1,282	1,575	
7	403	541	643	847	1,069	1,354	1,664	

返還保険料例示表 (現金盗難被害補償特約部分)

(男性) (保険金額20万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	42	42	41	41	41	41	40	
5	42	42	41	41	41	41	40	
7	42	42	41	41	41	41	40	

(女性) (保険金額20万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	42	42	41	41	41	41	40	
5	42	42	41	41	41	41	40	
7	42	42	41	41	41	41	40	

返還保険料例示表 (無事故戻し特約 (後遺障害保険金) 部分)

※保険期間中に後遺障害保険金を支払うべき事故の発生がなかった場合 (請求がなかった場合を含みます)

(男性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	0	

(女性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	0	

※保険期間中に後遺障害保険金を支払うべき事故の発生があった場合

(男性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	0	

(女性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	0	

返還保険料例示表 (無選択型傷害疾病入院保険金支払特約部分)

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	424	457	515	581	657	732	807	
5	424	1,625	1,917	2,265	3,007	2,515	3,932	
7	522	2,067	2,383	2,784	3,380	3,228	4,782	

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	269	300	353	414	487	569	652	
5	269	1,674	2,090	2,293	3,435	3,422	3,969	
7	594	1,894	2,254	2,582	3,532	3,662	4,292	

返還保険料例示表 (無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約部分)

(男性) (入院療養一時金10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	38	41	48	55	63	71	78	
5	38	179	225	283	314	307	295	
7	67	216	263	324	351	360	366	

(女性) (入院療養一時金10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	22	45	77	118	167	222	266	
5	29	257	344	458	586	719	846	
7	101	265	351	464	587	731	881	

連生型葬祭費用補償特約が付帯されている場合

返還保険料例示表 (死亡保険金部分)
(死亡保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	19	23	28	112	397	720	848	
5	134	166	236	483	1,171	1,876	2,327	
7	150	183	263	541	1,210	1,940	2,589	

返還保険料例示表 (入院一時金 (60日) 部分)
(入院一時金額50,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	16	18	21	25	28	248	268	
5	82	18	178	25	275	750	736	
7	93	42	174	49	335	771	798	

返還保険料例示表（後遺障害保険金部分）
（後遺障害保険金額500,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	13	16	20	79	286	521	611	
5	96	119	169	349	846	1,355	1,681	
7	106	131	190	391	874	1,401	1,871	

返還保険料例示表（連生型葬祭費用補償特約部分）
（連生型葬祭費用保険金額10,000円の場合）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	548	655	798	923	1,124	1,694	2,489	
5	667	787	988	1,073	1,524	2,697	4,107	
7	475	578	723	753	1,281	2,406	3,825	

返還保険料例示表（傷害医療費用補償特約部分）
（傷害医療費用保険金額500,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	64	75	91	111	133	200	226	
5	332	511	611	770	981	1,153	1,311	
7	402	537	685	846	1,063	1,296	1,581	

返還保険料例示表（個人賠償責任補償特約部分）
（賠償責任保険金額5,000万円の場合）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31	
5	33	32	32	32	32	31	31	
7	33	32	32	32	32	31	31	

返還保険料例示表（無事故戻し特約（後遺障害保険金用）部分）

※保険期間中に後遺障害保険金の支払うべき事故の発生がなかった場合（請求がなかった場合を含みます。）

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0

※保険期間中に後遺障害保険金を支払うべき事故の発生があった場合

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0

連生型葬祭費用リレー特約が付帯されている場合

返還保険料例示表（死亡保険金部分）

(男性) (死亡保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	19	23	28	120	418	771	972	
5	137	169	240	492	1,187	1,937	2,509	
7	149	182	263	541	1,205	1,953	2,667	

(女性) (死亡保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	7	9	40	123	276	451	597	
5	43	73	160	349	683	1,048	1,443	
7	50	80	167	353	665	1,014	1,525	

返還保険料例示表（入院一時金（60日）部分）

(男性) (入院一時金額50,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	16	18	21	25	29	269	306	
5	85	18	179	25	284	775	790	
7	93	44	174	51	339	775	818	

(女性) (入院一時金額50,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	10	11	115	227	367	1,199	1,341	
5	12	65	359	561	956	2,839	2,786	
7	24	95	355	532	1,059	2,668	2,680	

返還保険料例示表（後遺障害保険金部分）

(男性) (後遺障害保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	13	16	21	86	303	556	703	
5	97	121	173	354	857	1,399	1,812	
7	106	132	191	391	871	1,410	1,928	

(女性) (後遺障害保険金額500,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	5	6	29	88	199	325	431	
5	32	52	114	251	493	757	1,043	
7	34	59	119	254	481	732	1,101	

返還保険料例示表（個人賠償責任補償特約部分）

(男性) (賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31	
5	33	32	32	32	32	31	31	
7	33	32	32	32	32	31	31	

(女性) (賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	32	32	32	32	31	31	
5	33	32	32	32	32	31	31	
7	33	32	32	32	32	31	31	

返還保険料例示表（傷害医療費用補償特約部分）

(男性) (傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	64	75	92	111	133	259	301	
5	334	471	616	775	987	1,260	1,445	
7	402	538	687	891	1,063	1,304	1,650	

(女性) (傷害医療費用保険金額500,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	64	77	92	111	181	324	425	
5	337	476	622	781	1,048	1,282	1,575	
7	403	541	643	847	1,069	1,354	1,664	

返還保険料例示表（連生型葬祭費用補償特約部分）

(男性) (連生型葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	15	18	22	25	44	448	654	
5	105	110	156	56	382	1,135	1,622	
7	106	131	158	72	482	1,171	1,746	

(女性) (連生型葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	7	8	11	11	70	336	586	
5	21	44	73	46	276	778	1,351	
7	24	56	71	55	319	780	1,401	

3. 継続契約、第29条（保険料の返還－解除の場合）（1）、（3）および第39条（保険料率の変更）（8）による解除の場合

（注1）この表は、第29条（保険料の返還－解除の場合）（1）、（3）および第39条（保険料率の変更）（8）に基づく保険契約の解除の場合に適用されるものです。

（注2）この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しております。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表（葬祭費用補償特約部分）

(男性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	124	117	159	124	225	680	983	
5	183	197	254	165	505	1,295	1,861	
7	155	186	220	142	561	1,277	1,913	

(女性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	44	44	73	63	155	463	790	
5	55	80	113	91	332	862	1,490	
7	45	78	96	83	354	833	1,493	

返還保険料例示表（無選択型傷害疾病入院保険金支払特約部分）

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	786	2,272	2,553	2,831	3,306	3,160	3,505	
5	1,453	3,613	3,980	4,453	5,314	4,801	6,179	
7	1,743	3,260	3,620	4,097	4,765	4,600	6,130	

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	600	1,861	2,237	2,468	3,154	3,354	3,519	
5	1,150	2,979	3,503	3,850	5,147	5,200	5,786	
7	1,370	2,677	3,101	3,516	4,559	4,729	5,383	

返還保険料例示表（無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約部分）

(男性) (入院療養一時金10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	76	228	261	303	341	336	320	
5	145	360	415	489	536	528	514	
7	177	325	378	447	484	493	497	

(女性) (入院療養一時金10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	65	228	293	378	478	569	647	
5	136	372	479	621	780	936	1,084	
7	165	334	432	561	703	861	1,024	

連生型葬祭費用補償特約が付帯されている場合

返還保険料例示表（連生型葬祭費用補償特約部分）

(連生型葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	150	147	208	187	273	823	1,230	
5	239	243	347	262	598	1,651	2,410	
7	205	233	311	227	676	1,696	2,586	

4. 継続契約、第29条（保険料の返還－解除の場合）（2）、（4）、（5）および（6）による解除の場合

（注1）この表は、第29条（保険料の返還－解除の場合）（2）、（4）、（5）および（6）に基づく保険契約の解除の場合に適用されるものです。

（注2）この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しております。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表（葬祭費用補償特約部分）

(男性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	15	18	22	25	44	448	654	
5	105	110	156	56	382	1,135	1,622	
7	106	131	158	72	482	1,171	1,746	

(女性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	7	8	11	11	70	336	586	
5	21	44	73	46	276	778	1,351	
7	24	56	71	55	319	780	1,401	

返還保険料例示表（無選択型傷害疾病入院保険金支払特約部分）

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	424	457	515	581	657	732	807	
5	424	1,625	1,917	2,265	3,007	2,515	3,932	
7	522	2,067	2,383	2,784	3,380	3,228	4,782	

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	269	300	353	414	487	569	652	
5	269	1,674	2,090	2,293	3,435	3,422	3,969	
7	594	1,894	2,254	2,582	3,532	3,662	4,292	

返還保険料例示表（無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約部分）

(男性) (入院療養一時金10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	38	41	48	55	63	71	78	
5	38	179	225	283	314	307	295	
7	67	216	263	324	351	360	366	

(女性) (入院療養一時金10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	22	45	77	118	167	222	266	
5	29	257	344	458	586	719	846	
7	101	265	351	464	587	731	881	

連生型葬祭費用補償特約が付帯されている場合

返還保険料例示表（連生型葬祭費用補償特約部分）

(連生型葬祭費用保険金額10,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の被保険者の契約年齢							
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円
2	34	25	70	35	108	632	980	
5	162	158	253	156	483	1,516	2,224	
7	156	179	250	158	601	1,604	2,450	

別表5 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院一時金
1. 保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○		
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○
7. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○		
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○		
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○		
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○
13. その他当会社が第32条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結（保険契約の復活を含みます。）の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

(注) 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

次のうち、保険証券の「特約」欄に記載されている特約が適用されます。

1. 死亡保険金のみを支払特約

第1条（死亡保険金のみを支払）

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金のみを支払うものとします。

第2条（普通保険約款の読み替え）

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第17条（保険契約の無効）②
「② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかった場合」
- ② 普通保険約款第36条（死亡保険金受取人の変更）（7）
「（7）（2）および（5）の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。」

(2) (1) の規定は、この特約が付帯された保険契約に、死亡保険金以外の保険金を支払う特約が付帯されている場合には適用しません。

2. 後遺障害保険金のみを支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金のみを支払うものとします。

3. 入院一時金のみを支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院一時金のみを支払うものとします。

4. 死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

5. 死亡保険金および入院一時金のみを支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および入院一時金のみを支払うものとします。

6. 後遺障害保険金および入院一時金のみを支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金および入院一時金のみを支払うものとします。

7. 傷害医療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部負担金	法令などの定める治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。

用語	定義
公的医療保険制度または労働者災害補償制度	別表に掲げる法律に基づく制度をいいます。
差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
転院	入院している患者が治療または検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
保険金	傷害医療費用保険金をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に定める傷害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合は、次のいずれかに該当する被保険者が負担した費用（注1）を、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金として被保険者に支払います。ただし、事故の発生日からその日を含めて365日を経過した後の費用に対しては保険金を支払いません。

- ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用（注2）
- ② 入院、転院または退院のための被保険者にかかる移送費および交通費
- ③ 被保険者以外の医師の指示により行った治療に関わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用

(注1) 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その費用を含みます。

(注2) 公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。ただし、入院時生活療養費においては、食事の提供である療養に要する費用に限りません。

(2) (1) ①から③までの費用のうち次のいずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）
- ② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（注2）

(注1) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保

険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）を含みます。

(注2) 他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第3条（保険金の支払額）

- (1) 当社が支払う保険金の額は、前条に掲げられた費用の総額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた額とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

この特約と同一の費用を補償する他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条（保険金を支払う場合）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第2条（1）の費用の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5条（普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係）

当社は、1回の事故であると否を問わず、死亡保険金、後遺障害保険金、入院一時金またはこの保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金とこの特約の保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第6条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時または傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行わせることができます。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
 - ① 当社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関（注1）の事故証明書
 - ③ 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ④ 第2条（保険金を支払う場合）（1）①から③までの費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ⑦ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑧ その他当社が次条（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの（注1）やむを得ない場合には、第三者とします。
（注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当社は、

これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（7）の規定に違反した場合または（2）、（3）、（5）もしくは（7）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の額および事故と費用の額との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）180日
 - ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照

会 90日

- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第8条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、普通保険約款第30条(事故の通知)の規定による通知またはこの特約第6条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第9条(時効)

保険金請求権は、第6条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、

それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第14条(契約年齢または性別の誤りの処理)(2)、第31条(保険金の請求)、第32条(保険金の支払時期)、第33条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第34条(時効)および第35条(代位)の規定は適用しません。

第12条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第9条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」
- ② 第10条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の費用」
- ③ 第14条(契約年齢または性別の誤りの処理)(3)の規定中「(1)および(2)」とあるのは「(1)」、「契約年齢または性別」とあるのは「契約年齢」
- ④ 第15条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故」
- ⑤ 第21条(重大事由による解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用」
- ⑥ 第21条(重大事由による解除)(2)の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が負担したこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用」
- ⑦ 第21条(重大事由による解除)(3)の規定中「傷害(注1)の発生」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用(注1)の発生」、「発生した傷害」とあるのは「負担したこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が負担したこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用」
- ⑧ 第25条(保険契約の復活)(4)の規定中「傷害に対しては」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対しては」
- ⑨ 第26条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合)(5)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「負担したこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用」
- ⑩ 第30条(事故の通知)(1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第1条(用語の定義) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度

1. 公的医療保険制度
- ア. 健康保険法(大正11年法律第70号)
- イ. 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- ウ. 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- エ. 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- オ. 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- カ. 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- キ. 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
2. 労働者災害補償制度
- ア. 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- イ. 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)
- ウ. 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号)

工. 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
 オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
 災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

8. 葬祭費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
葬祭費用	通夜・葬儀にかかる費用（注1）をいい、墓地購入費用、墓石・石塔購入費用、仏壇に関する費用、永代経料、年忌供養費、香典返し等（注2）は含みません。 （注1）同等の儀式における同等の費用を含みます。 （注2）宗教等の違いで項目名と一致しない費用についても、主旨がこれらと同等ならば同様に扱います。
継続契約	葬祭費用補償特約付帯保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする長期補償傷害保険契約をいいます。 （注）保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
傷害	被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は疾病とします。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
初度契約	継続契約以外の長期補償傷害保険契約をいいます。
長期補償傷害保険契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
保険金	葬祭費用保険金をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から翌年の応当日の午前0時まで、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日の午前0時から翌年の応当日の午前0時まで、最終年度については、最終年度の保険期間の初日応当日の午前0時から保険期間の末日の午後4時までをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、この特約における被保険者が次のいずれかに該当する状態になり、葬儀等を行なった場合には、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、被保険者が死亡した時における保険証券記載の保険金額を限度としてその費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に死亡した場合は、②の死亡とみなします。

- ② 保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として保険期間中に死亡した場合
- ③ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に疾病を発病し、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合
- （2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が（1）①に該当した場合において、その死亡した時が保険期間終了後であったときは、当社が支払う保険金の額は、保険期間中の最終保険年度における保険金額をもって限度とします。
- （3）（1）②および③の規定にかかわらず、被保険者が保険期間の初日（注1）からその日を含めて2年を経過した日（注2）以降に疾病により死亡したときは、保険期間の初日以降にその疾病が発病したものとみなし、（1）②および③の規定を適用します。
 （注1）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日をいいます。
 （注2）第3保険年度における保険期間の初日応当日をいいます。

第3条（保険金を支払う場合の特則）

この保険契約が初度契約である場合において、被保険者が保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した日（注）の前日までの間に疾病により死亡したことにより、葬儀等を行った場合には、当社は、前条（1）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、別表に定める保険金額を限度としてその費用の負担者に保険金を支払います。
 （注）第3保険年度における保険期間の初日応当日をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第2条（保険金を支払う場合）の葬祭費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - A. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 （注3）運転する地における法令によるものをいいます。

主として補償に
 関する特約

(注4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った第2条（保険金を支払う場合）の葬祭費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（死亡の通知）

(1) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内にその死亡の状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当社の定める傷害状況報告書
- ② 保険期間中に疾病を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書
- ③ 公の機関（注1）の事故証明書
- ④ 死亡診断書または死体検案書
- ⑤ 被保険者の戸籍謄本
- ⑥ 葬祭費用の支出を証明する書類および被保険者の親族が葬祭費用を支出した場合には被保険者の親族に該当することを証明する書類
- ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
- ⑧ その他当社が第7条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(3) (2) の場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 保険金を受け取るべき者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金を受け取るべき者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、保険金を受け取るべき者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保

険金を請求できない事情がある場合には、保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。

(6) (5) の規定による保険金を受け取るべき者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(7) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(8) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（7）の規定に違反した場合または（2）、（3）、（5）もしくは（7）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故発生または疾病の発病の原因、事故発生または疾病の発病の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故または疾病の発病と費用との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- ② (1) ①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (注1) 保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第8条(当社の指定する医師が作成した死体検案書の要求)

- (1) 当社は、第5条(死亡の通知)の規定による通知または第6条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度または疾病の発病の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第10条(時効)

保険金請求権は、第6条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それ

によって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」および「保険年度」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第26条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(4)および(5)、第30条(事故の通知)、第31条(保険金の請求)、第32条(保険金の支払時期)、第33条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第34条(時効)ならびに第35条(代位)の規定は適用しません。

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第9条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」とあるのは「被保険者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったまたは疾病を発病した」、「同条の傷害を被った後に」とあるのは「同条の傷害を被った後にまたは疾病を発病した後に」、「事故」とあるのは「傷害または疾病」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「同条の傷害が重大となった場合または疾病が重大となった場合」、同条(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合または疾病が重大となった場合」
- ② 第10条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または疾病による死亡により発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用」
- ③ 第11条(保険料の払込方法)(2)の規定中「事故が生じた日」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用が発生した日」
- ④ 第14条(契約年齢または性別の誤りの処理)(3)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または疾病による死亡により発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用」
- ⑤ 第15条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被る前にまたは疾病により死亡する前に」、同条(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の費用」
- ⑥ 第21条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害を生じさせ、」とあるのは「傷害を生じさせもしくは疾病を発病させ、」、「生じさせよう」とあるのは「生じさせようもしくは発病させよう」と
- ⑦ 第25条(保険契約の復活)(4)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または疾病による死亡により発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用」

第14条(重大事由解除に関する特則)

当社は、保険金を支払う場合には、普通保険約款第21条(重大事由による解除)(2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除がこの特約第2条

(保険金を支払う場合)の葬祭費用の発生後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者等(注)が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等(注)が負担したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の費用については適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第3条(保険金を支払う場合の特則)の保険金額

第3条(保険金を支払う場合の特則)にいう保険金額は、保険料の払込方法に応じて次の算式により計算した金額とします。

保険料の払込方法	保険金額の算出方法
月払	(この特約の月払保険料) × (保険料の払込回数)
半年払	(この特約の半年払保険料) × (保険料の払込回数)
年払	(この特約の年払保険料) × (保険料の払込回数)
短期払 済払	月払、半年払または年払の計算方法を準用する。
一時払	この特約の一時払保険料と同額とする。

(注1) 上記の月払保険料、半年払保険料および年払保険料には、普通保険約款および他の特約の保険料は含まれません。

(注2) 「保険料の払込回数」とは、保険契約締結時から被保険者の死亡した日の前日までの間に到来した保険料払込期日の数とします。

(注3) 保険料払込方法の変更が行われた場合は、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の保険料の払込方法であったものとします。

9. 疾病危険補償対象外特約 (葬祭費用補償特約用)

当社は、この特約により、葬祭費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)に定める保険金(注)の支払事由が疾病の発病による場合は、保険金(注)を支払いません。

(注) 葬祭費用保険金をいいます。

10. 傷害危険補償対象外特約 (葬祭費用補償特約用)

当社は、この特約により、葬祭費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)に定める保険金(注)の支払事由が傷害の発生による場合は、保険金(注)を支払いません。

(注) 葬祭費用保険金をいいます。

11. 地震・噴火・津波危険補償特約 (葬祭費用補償特約用)

当社は、この特約により、葬祭費用補償特約第4条(保険金を支払わない場合)(1)⑦および⑧の規定にかかわらず、

次のいずれかの事由によって生じた傷害または発病した疾病に対しても、葬祭費用補償特約に定める保険金(注)を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注) 葬祭費用保険金をいいます。

12. 連生型葬祭費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
葬祭費用	通夜・葬儀にかかる費用(注1)をいい、墓地購入費用、墓石・石塔購入費用、仏壇に関する費用、永代経料、年忌供養費、香典返し等(注2)は含みません。 (注1) 同等の儀式における同等の費用を含みます。 (注2) 宗教等の違いで項目名と一致しない費用についても、主旨がこれらと同等ならば同様に扱います。
継続契約	長期補償傷害保険契約の保険期間の終了日(注)を保険期間の開始日とする長期補償傷害保険契約をいいます。 (注) 保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
傷害	被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は疾病とします。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
初度契約	継続契約以外の長期補償傷害保険契約をいいます。
長期補償傷害保険契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
夫婦	本人およびその配偶者(注)をいいます。 (注) 法律上の配偶者に限ります。
保険金	葬祭費用保険金をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から翌年の応当日の午前0時まで、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日の午前0時から翌年の応当日の午前0時まで、最終年度については、最終年度の保険期間の初日応当日の午前0時から保険期間の末日の午後4時までをいいます。
本人	保険証券記載の被保険者(本人)をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、この特約における被保険者が次のいずれかに該当したことにより、葬儀等を行なった場合には、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、

この特約および普通保険約款の規定に従い、被保険者が死亡した時における保険証券記載の保険金額を限度としてその費用の負担者に保険金を支払います。

① 保険期間中に傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に死亡した場合は、②の死亡とみなします。

② 保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として保険期間中に死亡した場合

③ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に疾病を発病し、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が(1)①に該当した場合において、その死亡した時が保険期間終了後であったときは、当社が支払う保険金の額は、保険期間中の最終保険年度における保険金額をもって限度とします。

(3) (1)②および③の規定にかかわらず、被保険者が保険期間の初日(注1)からその日を含めて2年を経過した日(注2)以降に疾病により死亡したときは、保険期間の初日以降にその疾病が発病したものとみなし、(1)②および③の規定を適用します。

(注1) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日をいいます。

(注2) 第3保険年度における保険期間の初日応当日をいいます。

第3条 (保険金を支払う場合の特則)

この保険契約が初度契約である場合において、被保険者が保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した日(注)の前日までの間に疾病により死亡したことにより、葬儀等を行なった場合には、当社は、前条(1)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、別表に定める保険金額を限度としてその費用の負担者に保険金を支払います。

(注) 第3保険年度における保険期間の初日応当日をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 酒に酔った状態(注4)で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者に対する刑の執行

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)

⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑧ 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ ⑥から⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合—その2)のいずれかに該当する間に生じた事故によって被ったこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、夫婦に同時に保険金支払事由が発生した場合は、配偶者の葬祭費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、夫婦とします。

(2) (1)の続柄は、保険金支払事由が発生した時(注)におけるものをいいます。

(注) 第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当した時をいいます。

第6条 (死亡の通知)

(1) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内にその死亡の状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当社の定める傷害状況報告書

② 保険期間中に疾病を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書

③ 公の機関(注1)の事故証明書

④ 死亡診断書または死体検案書

⑤ 被保険者の戸籍謄本

⑥ 葬祭費用の支出を証明する書類および被保険者の親族が葬祭費用を支出した場合には被保険者の親族に該当することを証明する書類

⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)

⑧ その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(3) (2)の場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

主として補償に
関する特約

- (注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険金を受け取るべき者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金を受け取るべき者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、保険金を受け取るべき者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注)法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5)の規定による保険金を受け取るべき者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故発生または疾病の発病の原因、事故発生または疾病の発病の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故または疾病の発病と費用との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注)保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、

消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

- ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条 (当社の指定する医師が作成した死体検案書の要求)

- (1) 当社は、第6条(死亡の通知)の規定による通知または第7条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度または疾病の発病の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合 第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条 (時効)

- 保険金請求権は、第7条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合

- 保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
 保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (4) 保険契約者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (保険金支払後の保険契約の失効)

被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当した場合は、この保険契約は、その時に効力を失います。

第14条 (被保険者の削除による保険契約の解除)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が次のいずれかの事由に該当した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- ① 本人が前条以外の理由により死亡した場合
- ② 第5条(被保険者の範囲)(1)に該当する配偶者がいなくなった場合
- (2) (1)の規定による通知があった場合は、当会社はその通知日にこの保険契約を解除し、それぞれ次のとおり取り扱います。ただし(1)①または②の事由に該当したことを示す書類を保険契約者が提出した場合にはその事由に該当した時に遡って解除し、それぞれ次のとおり取り扱います。
- ① 本人が前条以外の理由により死亡した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- ② 第5条(被保険者の範囲)(1)に該当する配偶者がいなくなった場合には、当会社はその理由により次のとおり取り扱います。
- ア. 前条以外の理由により死亡した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- イ. 死亡以外の理由による場合には、当会社は、普通保険約款第29条(保険料の返還-解除の場合)(5)から(7)までの規定を準用して保険料を返還します。

第15条 (普通保険約款等の適用除外)

- (1) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」および「保険年度」の定義、第3条(保険金を支払わない場合-その1)、第26条(保険料の返還または請求-告知義務等の場合)(4)および(5)、第30条(事故の通知)、第31条(保険金の請求)、第32条(保険金の支払時期)、第33条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第34条(時効)ならびに第35条(代位)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に夫婦特約が付帯されている場合は、同特約第4条(被保険者の削除)の規定は適用しません。

第16条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第9条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」とあるのは「被保険者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったまたは疾病を発病した」、「同条の傷害を被った後に」とあるのは「同条の傷害を被った後にまたは疾病を発病した後に」、「事故」とあるのは「傷

- 害または疾病」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「同条の傷害が重大となった場合または疾病が重大となった場合」、同条(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合または疾病が重大となった場合」
- ② 第10条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または疾病による死亡により発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用」
- ③ 第11条(保険料の払込方法)(2)の規定中「事故が生じた日」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用が発生した日」
- ④ 第13条(契約年齢の計算)および第14条(契約年齢または性別の誤りの処理)の規定中「被保険者」とあるのは「本人」
- ⑤ 第14条(契約年齢または性別の誤りの処理)(3)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または疾病による死亡により発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用」
- ⑥ 第15条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被る前にまたは疾病により死亡する前に」、同条(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の費用」
- ⑦ 第18条(保険契約の失効)の規定中「被保険者が死亡した場合には、」とあるのは「被保険者が死亡し、この特約第5条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなった場合には、」
- ⑧ 第21条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害を生じさせ、」とあるのは「傷害を生じさせもしくは疾病を発病させ、」、「生じさせよう」とあるのは「生じさせようもしくは発病させよう」と
- ⑨ 第25条(保険契約の復活)(4)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または疾病による死亡により発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用」

第17条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、保険金を支払う場合には、普通保険約款第21条(重大事由による解除)(2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- (注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除がこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用の発生後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等(注)が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等(注)が負担したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の費用については適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。]

第18条 (保険金支払時の特別取扱い)

- (1) この特約を付帯した保険契約が第13条 (保険金支払後の保険契約の失効) の規定により失効した場合、第2条 (保険金を支払う場合) の保険金支払事由が発生した日から180日以内に、その保険金支払事由に該当しなかった被保険者から申出があったときは、長期補償傷害保険契約を締結することがあります。この場合、被保険者の年齢その他の当会社の定める条件を満たすときは、被保険者の健康状態に関する告知を省略することがあります。
- (2) (1) に関わらず、長期補償傷害保険契約の締結を取り扱っていない場合その他これに準じた理由が生じたときは、(1) の取扱いに準じて、当会社が定める他の保険契約を締結することがあります。

第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第3条 (保険金を支払う場合の特則) の保険金額

第3条 (保険金を支払う場合の特則) にいう保険金額は、保険料の払込方法に応じて次の算式により計算した金額とします。

保険料の払込方法	保険金額の算出方法
月払	(この特約の月払保険料) × (保険料の払込回数)
半年払	(この特約の半年払保険料) × (保険料の払込回数)
年払	(この特約の年払保険料) × (保険料の払込回数)
短期払 済払	月払、半年払または年払の計算方法を準用する。
一時払	この特約の一時払保険料と同額とする。

(注1) 上記の月払保険料、半年払保険料および年払保険料には、普通保険約款および他の特約の保険料は含まれません。

(注2) 「保険料の払込回数」とは、保険契約締結時から被保険者の死亡した日の前日までの間に到来した保険料払込期日の数とします。

(注3) 保険料払込方法の変更が行われた場合は、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の保険料の払込方法であったものとします。

13. 連生型葬祭費用リレー特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
リレー前契約	連生型葬祭費用補償特約を付帯した長期補償傷害保険契約をいいます。
リレー後契約	新たに葬祭費用補償特約を付帯した契約をいいます。

第2条 (適用契約の範囲)

この特約は、夫婦の一方の死亡によりリレー前契約が失効(注)した後で、生存している夫婦の他方が、リレー後契約の被保険者となる際に適用します。

(注) 連生型葬祭費用補償特約第13条 (保険金支払後の保険契約の失効) の規定による失効をいいます。

第3条 (葬祭費用補償特約の読み替え)

リレー前契約が失効(注)した時期により、別表のとおりリレー後契約に付帯された葬祭費用補償特約第3条 (保険金

を支払う場合の特則) の規定を読み替えて適用します。

(注) 連生型葬祭費用補償特約第13条 (保険金支払後の保険契約の失効) の規定による失効をいいます。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第3条 (葬祭費用補償特約の読み替え) の読み替え

リレー前契約が失効した時期	リレー後契約に付帯された葬祭費用補償特約第3条 (保険金を支払う場合の特則) の規定の読み替え
(1) リレー前契約の保険期間の初日(注1)からその日を含めて2年を経過した日(注2)の前日までの期間 (注1) リレー前契約が継続契約である場合は、リレー前契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日をいいます。 (注2) 第3保険年度における保険期間の初日応当日をいいます。	「2年を経過した日」とあるのは「1年を経過した日」、「(注) 第3保険年度における保険期間の初日応当日をいいます。」とあるのは「(注) 第2保険年度における保険期間の初日応当日をいいます。」
(2) (1) の期間の末日の翌日からリレー前契約の証券記載の保険期間の末日までの期間	「別表に定める保険金額」とあるのは「保険証券記載の保険金額」

注 継続契約の定義は、リレー前契約の連生型葬祭費用補償特約第1条 (用語の定義) 「継続契約」の規定によります。

14. 疾病危険補償対象外特約 (連生型葬祭費用補償特約用)

当社は、この特約により、連生型葬祭費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) に定める保険金(注)の支払事由が疾病の発病による場合は、保険金(注)を支払いません。
(注) 葬祭費用保険金をいいます。

15. 傷害危険補償対象外特約 (連生型葬祭費用補償特約用)

当社は、この特約により、連生型葬祭費用補償特約第2条 (保険金を支払う場合) に定める保険金(注)の支払事由が傷害の発生による場合は、保険金(注)を支払いません。
(注) 葬祭費用保険金をいいます。

16. 地震・噴火・津波危険補償特約 (連生型葬祭費用補償特約用)

当社は、この特約により、連生型葬祭費用補償特約第4条 (保険金を支払わない場合) (1) ⑦および⑨の規定にかかわらず、次のいずれかの事由によって生じた傷害または発病した疾病に対しても、連生型葬祭費用補償特約に定める保険金(注)を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
(注) 葬祭費用保険金をいいます。

17. 救援者費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1）捜索、救助または移送をいいます。 （注2）これらの者の代理人を含みます
現地	事故発生地、被保険者の収容地をいいます。
国内旅行	ア. 日帰り旅行（注1）の場合 旅行業者が主催または手配した旅行で、他の地域に行くことをいいます。 イ. 日帰り旅行以外の場合 旅行業者が主催もしくは手配した宿泊を伴う旅行または被保険者（注2）が宿泊施設に予約した宿泊を伴う旅行で、他の地域に行くことをいいます。 （注1）住居を出発した初日に住居に帰着することをいいます。 （注2）代理の者を含みます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション等の宿泊することができる施設をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、国内旅行または海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
他の地域	被保険者が居住している場所以外の国内の地域をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りません。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
保険金	救援者費用等保険金をいいます。
旅行業者	旅行業法の規定による旅行業の登録を受けた者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または被保険者の緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ② 保険期間中に被保険者の居住するための住宅（注1）外において被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合
- ③ 責任期間中に疾病（注2）を直接の原因として死亡した場合または責任期間中に発病した疾病（注2）を直接の原因として次に掲げる状態になった場合

- ア. 責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りません。
- イ. 継続して14日以上入院した場合。ただし、責任期間中に治療を開始した疾病による入院に限りません。
（注1）敷地を含みます。
（注2）妊娠、出産、早産および流産を含みません。

第3条（費用の範囲）

前条の費用とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 捜索救助費用
前条①から③までに該当した被保険者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。ただし、被保険者が山岳登山（注2）の行程中に遭難したことによって支払った費用は含みません。
- ② 交通費
被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援者の現地までの自動車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条①の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後には現地へ赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ③ 宿泊料
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条①の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後には現地へ赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ④ 移送費用
死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注3）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。
- ⑤ 諸雑費
救援者の渡航手続費（注4）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、20万円を限度とします。ただし、これらの費用が、被保険者が日本国内において前条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円を限度とします。
（注1）捜索、救助または移送をいいます。
（注2）交通乗用具による登山を除きます。
（注3）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。
（注4）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金の支払額）

当会社は、前条の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第5条（支払保険金の限度）

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は、同一保険年度（注）内に第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対して、保険金額をもって限度とします。
（注）初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端

日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以降同様とします。

第6条 (事故の通知)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)①から③までのいずれかに該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同条①から③までの事由が生じた日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ① 第2条①の場合は、事故発生の状況
- ② 同条②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
- ③ 同条③の場合は、疾病(注)の発病の状況および経過(注) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 傷害により死亡または14日以上入院を要したことを証明する書類
- ③ 疾病(注)により死亡または14日以上入院を要したことを証明する書類
- ④ 保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- ⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの(注) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。

(3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

(6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、かつ、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居

または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注) 法律上の配偶者に限ります。

(7) (6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(8) 当社は、事故の内容または損害もしくは疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(5)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(9) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(8)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)、(6)もしくは(8)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故発生または疾病の発病の原因、事故発生または疾病の発病の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故または疾病の発病と費用との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(6)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条

(2) および(6)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2)の期間に算入しないものとします。(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第10条 (時効)

保険金請求権は、第7条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条 (代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「入院」および「保険金」の定義、第14条(契約年齢または性別の誤りの処理)、第30条(事故の通知)、第31条(保険金の請求)、第34条(時効)ならびに第35条(代位)の規定は適用しません。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)の規定中「次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害」とあるのは「次の①、②、③、④、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫および⑬の事由のいずれかによってこの特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ② 第4条(保険金を支払わない場合—その2)の規定中「被った傷害に対しては」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては」
- ③ 第9条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」とあるのは「被保険者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した」、「同条の傷害を被った後に」とあるのは「この特約第2条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した後に」、「事故」とあるのは「この特約第2条①から③までに掲げる事由のいずれか」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「この特約第2条の費用が重大となった場合」、同条(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の費用が重大となった場合」
- ④ 第10条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑤ 第11条(保険料の払込方法)(2)の規定中「事故が生じた日の」とあるのは「事故が生じた日または疾病を発病した日の」
- ⑥ 第15条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる事由が発生する前に」、同条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合に該当した後」、同条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる事由に該当した場合」
- ⑦ 第21条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる事由のいずれか」
- ⑧ 第25条(保険契約の復活)(4)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑨ 第26条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(5)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑩ 第33条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「第30条(事故の通知)の」とあるのは「この特約第6条(事故の通知)の」、「第31条(保険金の請求)の」とあるのは「この特約第7条(保険金の請求)の」

第14条 (重大事由解除に関する特則)

当社は、普通保険約款第21条(重大事由による解除)(2)および(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除がこの特約第2条(保険金を支払う場合) ①から③までに掲げる事由が発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができません。

(4) 保険契約者等(注)が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等(注)が負担した費用については適用しません。

(注) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。]

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

18. 個人賠償責任補償特約

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
住宅	本人が居住するための住宅(注)をいいます。 (注) 敷地内の動産および不動産ならびに一時的に居住する被保険者所有の住宅(いわゆる別荘)を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する偶然な事故(注1)により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活(注2)に起因する偶然な事故

(注1) 以下「事故」といいます。

(注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (支払保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限り、

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 前条の事故が発生した場合において、被保険者が第8条(事故の発生)(1) ②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害を防止または軽減するために要した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第9条(当社による解決)(1)に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第4条 (保険金を支払わない場合-その1)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合-その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両(注2)、銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 住宅の一部がもっぱら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。
(注2) 原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
(注3) 空気銃を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
- ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第7条（保険金の支払額）

当社が支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払う限度とします。
- ② 第3条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条④の費用の支払額}$$

第3章 基本条項

第8条（事故の発生）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、ただちに書面により当社に通知すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①から④までに規定する義務に違反した場合は、当社は、(1)①および④のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)②のときは防止または軽減することができたと認められる損害額を、(1)③のときは損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第9条（当社による解決）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 第3条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時
 - ② 同条②から⑤までの費用については、被保険者が費用を負担した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当社が次条（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの（注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
 - ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(支払保険金の範囲)の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合第3条の損害賠償金および費用の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。(注)それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とし

ます。

第13条 (時効)

保険金請求権は、第10条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条 (代位)

(1)第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (先取特権)

(1)第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注)第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2)損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注)第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第16条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条(支払保険金の範囲)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、

当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第17条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義、第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第14条（契約年齢または性別の誤りの処理）、第22条（被保険者による保険契約の解除請求）、第30条（事故の通知）、第31条（保険金の請求）、第32条（保険金の支払時期）、第34条（時効）および第35条（代位）の規定は適用しません。

第18条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第10条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ② 第11条（保険料の払込方法）（2）の規定中「事故が生じた日」とあるのは「損害が生じた日」
- ③ 第15条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
- ④ 第15条（告知義務）（4）および（5）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑤ 第21条（重大事由による解除）（1）および（2）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑥ 第25条（保険契約の復活）（4）の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ⑦ 第26条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）（5）の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第19条（重大事由解除に関する特別）

当社は、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ①（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害」

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

19. 現金盗難被害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は下表によります。

用語	定義
ATM等	現金自動預払機・現金自動支払機など、支払用カードを使用して現金を引き出しすることができる機器をいいます。

用語	定義
置引き	自宅建物外に置いてある被保険者の現金または現金が入った荷物を盗み去られることをいいます。
危険	現金盗難被害の発生の可能性をいいます。
現金	現金通貨をいい、例えば日本においては、日本銀行券と政府発行の補助貨幣をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みません。
自宅建物内現金盗難	被保険者の自宅建物内における生活用の現金の盗難をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
支払用カード	キャッシュカード、クレジットカード、ローンカードなど、そのカードを使用して、物品・権利の購入、役務の提供、金銭の借り入れもしくは預貯金口座（注）からの現金の引き出しを行うことができるカードまたは預貯金証書をいい、プリペイドカード、電子マネーおよびそれらに類似の前払式証票を除きます。 （注）証券総合口座など預貯金口座類似のものを含まず。
車上ねらい	自動車等の車内や荷台にある被保険者の現金または現金が入った荷物を盗み去られることをいいます。
すり	被保険者の現金または現金が入った荷物を被保険者が気が付かない間にかすめ取られることをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗または窃盗をいい、置き忘れ、紛失、置引き、すりおよび車上ねらいに起因する事故を除きます。
途中ねらい現金盗難	① 被保険者がATM等または金融機関店頭を通じ、支払用カードまたは預貯金証書を使用して現金の引き出しを完了した時から、その日の午後12時までまたは被保険者の自宅に到着した時までのうち、いずれか早い時まで発生した、引き出した現金（注）の盗難をいいます。 ② ①の規定にかかわらず、現金の引き出しを完了した時から、その日の午後12時までの時間が1時間に満たない場合は、現金の引き出しを完了した時から起算して1時間後までまたは被保険者の自宅に到着した時までのうち、いずれか早い時まで発生した、引き出した現金（注）の盗難をいいます。 ③ ①および②の時刻は、日本国の標準時によるものとします。 （注）業務用のものを除きます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	途中ねらい現金盗難被害保険金または自宅建物内現金盗難被害保険金をいいます。
保険年度毎の支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者（補償対象者）をいいます。

用語	定義
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額（注）をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 （注）保険証券記載の金額とします。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳を含みます。

第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）

当会社（アメリカンホーム保険会社）は、この特約およびこの特約が付帯された普通保険約款の規定に従い、日本国内または国外における下表の「保険金を支払う場合」に記載の損害に対して保険金を支払います。この場合において、当会社が被保険者（補償対象者）または被保険者の法定相続人に対して支払う保険金の支払額は、下表の「支払限度額」を限度として、同表の「保険金の計算」に従い算出した額とします。

保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の支払額	
		保険金の計算	支払限度額
(1) 途中ねらい現金盗難被害保険金	途中ねらい現金盗難によって被保険者に損害が生じた場合の、その損害	損害の額（注） －途中ねらい現金盗難被害免責金額 （注）被保険者に生じた損害を補償する他の保険契約等の規定により保険金が支払われる場合は、それらの額を除いた額	1回の事故につき、被保険者1名あたり保険証券記載の支払限度額（保険金額）
(2) 自宅建物内現金盗難被害保険金	自宅建物内現金盗難によって被保険者に損害が生じた場合の、その損害	損害の額（注） －自宅建物内現金盗難被害免責金額 （注）被保険者に生じた損害を補償する他の保険契約等の規定により保険金が支払われる場合は、それらの額を除いた額	1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額（保険金額）

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた盗難に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の親族もしくは法定代理人（注1）の故意もしくは重大な過失、またはこれらの者が行った犯罪行為もしくは不誠実行為
- ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の親族もしくは法定代理人（注1）があらかじめ知っていた、または第三者と共謀して行った犯罪行為または不誠実行為
- ③ 被保険者の同居人、留守居人もしくは家事使用人または被保険者の居住する住宅への出入りが常時可能な者が行った犯罪行為または不誠実行為
- ④ 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の親族もしくは法定代理人（注2）の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

す。

- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による著しい秩序の混乱
 - ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性
 - ⑧ ⑤および⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑩ 被保険者相互間で発生した事故
 - ⑪ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態で発生した事故
 - ⑫ 国または公共団体の公権力の行使（注6）
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注4）使用済燃料を含みます。
（注5）原子核分裂生成物を含みます。
（注6）差押さえ、収用、没収、破壊等をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、自宅建物内現金盗難被害保険金を支払いません。
- ① 火災の際における盗難
 - ② 落雷の際における盗難
 - ③ 破裂または爆発（注1）の際における盗難
 - ④ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災（注2）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（注3）の際における盗難
 - ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊の際における盗難
 - ⑥ 給排水設備（注4）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または流水による水濡れの際における盗難
 - ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為の際における盗難
 - ⑧ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災の際における盗難
 - ⑨ 現金が屋外にある間に生じた盗難
（注1）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
（注2）洪水、高潮等を除きます。
（注3）融雪洪水を除きます。
（注4）スプリンクラー設備・装置を含みます。
（注5）群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、(1) ⑤の暴動に至らないものをいいます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、事故発生時におけるものをいいます。

第5条（保険期間中の支払限度額）

当会社が第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の規定に従い支払う保険金の合計額は、次に掲げる額を限度とします。

- ① この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が2年を超える場合は、保険年度毎に保険年度毎の支払限度額、

保険期間を通じて保険年度毎の支払限度額の3倍の額

- ② この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年を超え2年以下の場合は、保険年度毎に保険年度毎の支払限度額、保険期間を通じて保険年度毎の支払限度額の2倍の額
 - ③ この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年以下の場合は、保険期間を通じて保険証券記載の支払限度額
- （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

- （1）保険期間（注1）は、その初日の午後4時（注2）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（注1）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。
（注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた盗難に対しては、保険金を支払いません。
- （4）当社は、保険期間中に事故が発生した場合に限り保険金を支払います。
- （5）事故が発生した時を特定することが困難な場合は、当社は、事故が発生したと推定される時または損害が最初に発見された時のいずれか早い時に発生したものとみなします。

第7条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結（注）の際、告知事項について、当社に事実を正確に告知しなければなりません。
（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。
- （2）当社は、保険契約締結（注）の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。
- （3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① （2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結（注1）の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故によって損害が発生する前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結（注1）の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
（注1）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。
（注2）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- （4）（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款に定める保険契約解除の効力の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第8条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条（重大事由による解除）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等との合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらのものに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
 - ① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- （3）（1）または（2）の規定による解除が損害（注1）の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款に定める保険契約の解除の効力の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害（注1）に対しては、当社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた損害をいいます。
（注2）（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第10条（特約の解除）

この特約は、次のいずれかに該当する場合は、当社は、その保険金支払の原因となった事故が発生した時にこの特約を解除することができます。

- ① この特約が付帯された保険契約の保険期間が2年を超える場合で、この特約に基づいて保険金が支払われ、保険期間を通算した保険金の額が第5条（保険期間中の支払限度額）①に掲げる保険年度毎の支払限度額の3倍の額に達したとき。
- ② この特約が付帯された保険契約の保険期間が1年を超え2年以下の場合で、この特約に基づいて保険金が支払われ、保険期間を通算した保険金の額が第5条②に掲げる保険年度毎の支払限度額の2倍の額に達したとき。

第11条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

- (1) 第7条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結（注）の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第12条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合に、普通保険約款の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合において、当社は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年を超える場合は、別表により計算した額を返還します。ただし、返還保険料の取扱に関し、この規定と異なる特約が付帯されている場合には、その特約の規定の趣旨に従います。
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年以下の場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

第13条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第7条（告知義務）（2）、第9条（重大事由による解除）（1）および（2）、第10条（特約の解除）または第11条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）（2）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年を超える場合は、別表により計算した額を返還します。
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年以下の場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。
- (2) 第8条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年を超える場合は、別表により計算した額を返還します。ただし、返還保険料の取扱に関し、この規定と異なる特約が付帯されている場合には、その特約の規定の趣旨に従います。
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年以下の場合は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し普通保険約款に規定された短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

第14条（事故が発生した場合の通知および義務）

- (1) 事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は速やかに、書面、ファクシミリまたはその他の通信手段により、当社および当社が個別に求めた届出先に対し、事故が発生したことおよび次に掲げる事項のうち当社の求める事項の詳細を通知しなければなりません。この場合において、当社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ① 事故発生状況および損害の程度
 - ② 損害賠償請求の相手方に関する情報およびそれまでの交渉状況
- (2) 当社は、（1）の通知事項の一部の省略を認めることができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、速やかに次に掲げる事項を行わなければなりません。
 - ① 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - ② 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合は、ただちに書面をもって当社に通知すること。
 - ③ 支払用カードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度等（注）により補償を受けることができる場合は、補償を受けるために必要な手続きをとること。
（注）保険契約を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社が特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なくこれを提出するとともに、その他当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに（1）から（4）までの規定に違反した場合、またはその通知または証明において知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権

は、第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める損害状況調査
- ④ その他当社が次条（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結（注）の際に当社が交付する書面等において定められたもの

（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。

(3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、（2）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

(6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、普通保険約款に保険金請求代理人の指定に関する規定があるときは、指定代理人がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

(7) 次に掲げる①から③までのすべてを満たす場合は、以下のアからウまでに掲げるいずれかの者が、その事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合
- ② 指定代理人がない場合（注1）または指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
- ③ 被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の代理人がない場合または被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
イ.	アに規定する者がいない場合またはアに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
ウ.	アおよびイに規定する者がいない場合またはアおよびイに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者（注2）またはイ以外の3親等内の親族

（注1）指定していない場合を含みます。

（注2）法律上の配偶者に限ります。

(8) (6) または (7) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(9) 当社は、損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）、（5）および（6）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(10) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、

正当な理由がなく（9）の規定に違反した場合または（2）、（3）、（5）から（7）までもしくは（9）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）ならびに（5）から（7）までの規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- ② (1) ①から⑤までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）ならびに（5）から（7）までの規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、損害の合計額を超えるとき

主として補償に関する特約

は、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
損害の合計額（注）から、他の保険契約等から支払われた
保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約
の支払責任額を限度とします。
（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合
には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とし
ます。

第18条（法令等の新設または改正による補償範囲の変更）

- (1) 当社は、この特約が補償する範囲の一部または全部に
ついて、法令等の新設または改正により、被保険者が公的
な補償を受けられるようになった場合で、特に必要と認め
たときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特
約の補償範囲および保険料を変更することがあります。
- (2) (1)の規定によりこの特約の補償範囲および保険料を
変更する場合は、変更日（注）の2か月前までに保険契約
者にその旨を通知します。
（注）当社の定めるこの特約の補償範囲および保険料を
変更する日をいいます。
- (3) (2)の通知を受けた保険契約者は、変更日（注）の2
週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとしま
す。
 - ① 変更日（注）からこの特約の補償範囲および保険料を
変更する方法
 - ② 変更日（注）の前日にこの特約を解除する方法
（注）当社の定めるこの特約の補償範囲および保険料を
変更する日をいいます。
- (4) (3)の指定がなされないまま変更日（注）が到来した
場合は、保険契約者により(3)①の方法が指定されたも
のとみなします。
（注）当社の定めるこの特約の補償範囲および保険料を
変更する日をいいます。
- (5) (3)①の規定によりこの特約の補償範囲および保険料
が変更された場合でも、この特約が付帯された保険契約と
継続後の保険契約は同一の内容で継続されたものとみな
し、普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険契約
の継続の規定を適用します。
- (6) (3)②の規定によりこの特約が解除された場合には、
当社は、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年
を超える場合は、別表により計算した額を返還します。
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年
以下の場合は、未經過期間に対し日割をもって計算した保
険料を返還します。
（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件
の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件
の変更がなされた期間とします。

第19条（時効）

保険金請求権は、第15条（保険金の請求）(1)に定める
時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって
消滅します。

第20条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の
損害が生じたことにより被保険者または法定相続人が損害
賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社が
その損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は
当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限
度とします。
 - ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、
保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者
またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に
移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、
当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および
行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および
書類の入手に協力しなければなりません。このために必要
な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、
正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、
それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金
を支払います。

第21条（継続契約に適用される特約）

この特約が付帯された保険契約を継続する時にこの特約を
取扱っていない場合には、当社が定める他の特約を適用す
ることがあります。

第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に
反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約
の規定を準用します。

別表 第12条（保険料の返還－無効または失効の場合）、第13
条（保険料の返還－解除の場合）および第18条（法令等の
新設または改正による補償範囲の変更）の場合
<省略>

20. 無事故戻し特約（後遺障害保険金用）

第1条（無事故戻し金の支払）

- (1) 当社は、この特約により、保険期間が満了した場合に
おいて、保険料全額の払込みが完了しているときで、その
保険期間中に当社が保険金（注1）を支払うべき事故の
発生がなかったとき（注2）は、保険証券記載の無事故戻
し金額の全額を無事故戻し金として保険契約者に支払いま
す。
（注1）普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の
後遺障害保険金をいいます。なお、この特約が付帯
された保険契約に夫婦特約が付帯されている場合は、
本人の後遺障害保険金をいいます。
（注2）その保険金の請求がなかったときを含みます。
- (2) (1)の無事故戻し金の支払は、保険契約者からの申出
により、保険期間が満了した日の翌日から起算して30日以
内に行います。
- (3) (1)の無事故戻し金の支払は、当社があらかじめ承
認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨を
もって行います。
- (4) 当社が無事故戻し金を支払った後に当社が支払うべ
き保険金（注）の請求があった場合には、保険契約者は、
当社の定めるところにより、既に受領した無事故戻し金
の一部または全部を当社に返還しなければなりません。
（注）普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後
遺障害保険金をいいます。なお、この特約が付帯され
た保険契約に夫婦特約が付帯されている場合は、本人
の後遺障害保険金をいいます。
- (5) (1)の無事故戻し金の請求権は、保険期間満了日の翌
日から起算して3年経過したときに消滅します。

第2条（返還保険料の不精算）

当社は、保険料払込期間（注）中に保険契約が解除され
た場合であっても、普通保険約款第29条（保険料の返還－解
除の場合）(2)および(4)から(6)までの規定にかか
わらず、既に払い込まれた無事故戻し特約保険料は返還しま
せん。
（注）将来到来する払込期日において未払込保険料がある期
間をいいます。

第3条（特約の削除）

この特約は保険期間の途中で削除することはできません。ただし、この特約が付帯された保険契約に夫婦特約が付帯されている場合で本人が死亡した場合は、この特約は失効します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

21. 地震・噴火・津波危険補償特約

当社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

22. 無選択型傷害疾病入院保険金支払特約

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学上重要な関係	病名が異なっても、医学上特に関係のあるものをいい、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
継続契約	無選択型傷害疾病入院保険金支払特約付帯長期補償傷害保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の初日とする無選択型傷害疾病入院保険金支払特約付帯長期補償傷害保険契約をいいます。 （注）その無選択型傷害疾病入院保険金支払特約付帯長期補償傷害保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	当会社が告知を求めた保険契約申込書（注1）の記載事項をいいます。（注2） （注1）承認請求書を含みます。 （注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。

用語	定義
再入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態が終了した後、同一の身体障害の治療のために再び入院することをいいます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病責任開始日	初度契約の保険期間の初日（注）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。 （注）保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、この保険契約が初度契約が継続契約かにかかわらず保険契約の条件の変更がなされた日とします。
傷害	被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には体の外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は疾病とします。
承認請求書	保険契約の復活を請求する書類または保険契約の条件の変更を請求する書類をいいます。
初度契約	継続契約以外の無選択型傷害疾病入院保険金支払特約付帯長期補償傷害保険契約をいいます。
身体障害（傷害または疾病）を被った時	① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 ② 疾病については、被保険者以外の医師の診断による発病の時
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態が終了する前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
病院等	次の①から④までのいずれかに該当するものをいいます。ただし、①または②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ 四肢における骨折・脱臼・捻挫・打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ④ ①から③までの病院・診療所・施術所と同等の日本国外にある医療施設
保険期間	保険証券記載の保険期間（注）をいいます。 （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合は、その保険契約条件の変更がなされた期間をいいます。

用語	定義
保険金	入院保険金をいいます。
無選択型傷害 疾病入院保険 金支払特約付 帯長期補償傷 害保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく 保険契約をいいます。
「療養の給 付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された 「療養の給付」に要する費用ならびに「療養 費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入 院時食事療養費」、「移送費」および「家族移 送費」をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が被った傷害または疾病（注）に対し、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（注）以下あわせて「身体障害」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）によって被った身体障害
- ⑦ 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
- ⑪ 頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑫ 被保険者の先天性異常
- ⑬ 被保険者の妊娠、出産または不妊治療。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる妊娠、出産または不妊治療については、保険金を支払います。
- ⑭ 被保険者の眼の屈折異常または調節異常（注7）。ただし、他の身体障害が原因となるものについては保険金を支払います。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（注6）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注7）いわゆる「近視、遠視、乱視または老眼」をいいます。

（2）当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故による傷害
- ② 酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間に生じた事故による傷害
- ③ 精神および行動の障害（注3）を被り、これを原因として生じた傷害

（注1）運転する地における法令によるものをいいます。

（注2）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注3）具体的には、別表1の身体障害をいいます。

（3）当社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。

第4条（入院保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が身体障害を被ったことを直接の原因として、その治療のために保険期間中（注）に開始した入院が保険証券記載の入院日数以上継続した場合は、その期間に対し、保険金を被保険者に支払います。

（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間中とします。

（2）（1）の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{保険金日額} \times \frac{\text{(1)の入院日数}}{\text{入院日数}} = \text{保険金の額}$$

（3）当社が支払う（1）および（2）の保険金は、被保険者が被った身体障害に応じて、それぞれ次に定める保険金とします。

- ① 被保険者が被った身体障害が傷害である場合は、傷害入院保険金
- ② 被保険者が被った身体障害が疾病である場合は、疾病入院保険金

（4）（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（5）（1）から（4）までの保険金を支払う日数は、それぞれ次の日数を限度とします。

- ① 入院1回あたりの支払限度については、保険証券に記載の支払限度日数
- ② この保険契約の保険期間中の入院の支払限度については、保険証券記載の通算支払限度日数

（6）この保険契約に被保険者の範囲を定める他の特約が付帯されている場合には、（5）の規定はその特約に定める被保険者ごとに適用します。

（7）被保険者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、当社は、重複しては保険金を支払いません。

（8）同一の身体障害による入院については、被保険者が転入

院または再入院した場合であっても1回の入院とみなします。ただし、その転入院または再入院が保険期間（注）中に開始した場合に限りです。

（注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みません。

- (9) 保険金が、(5)②の通算支払限度日数に達したこのみをもって支払われない場合において、その入院中にこの保険契約が継続され新たに通算支払限度日数が適用されることとなったときは、当社は、継続契約の保険期間の初日以降の入院について保険金を支払います。
- (10) (9)の規定により保険金が支払われる場合において、継続契約の保険期間の初日以降の入院についての支払日数は、継続契約の通算支払限度日数の計算に算入します。
- (11) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時（注）より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間の開始時とします。

第5条（身体障害の程度の決定）

- (1) 保険金の支払対象とならない身体障害（注）の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- （注）第3条（保険金を支払わない場合）、第7条（保険責任の始期および終期）(3)または第8条（保険期間と支払責任の関係）(2)もしくは(3)のいずれかに該当する身体障害をいいます。
- (2) 正当な理由がなく、被保険者が必要な治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- （注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）の故意または重大な過失によって、身体障害の程度が重大となった場合も、(1)および(2)と同様の方法で支払います。
- （注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（身体障害の取扱い）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、後の身体障害は前の身体障害と同一の身体障害とみなし、第4条（入院保険金の支払）(1)から(4)までの規定を適用します。
- ① 転入院または再入院した場合
 - ② 被保険者が傷害を被った場合において、その傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その事故により被った他の傷害を原因として入院したとき。
 - ③ 被保険者が疾病を被った場合において、その疾病の治療のための入院を開始した時に他の疾病を併発していたとき。
 - ④ 被保険者が疾病を被った場合において、その疾病の治療のための入院期間中に新たに他の疾病を被ったとき。
 - ⑤ 被保険者が疾病を被った場合において、その疾病の治療のための第4条（入院保険金の支払）(1)の保険金が支払われるべき入院が終了した後、他の疾病の治療のために入院し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一または医学上重要な関係があると被保険者以外の医

師が認めたとき。

- (2) (1)の規定にかかわらず、身体障害の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその身体障害に関する入院治療が必要となったときは、後の身体障害は前の身体障害とは異なった身体障害とみなします。

第3章 基本条項

第7条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日（注1）の午後4時（注2）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （注1）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約内容の変更を当社が承認した場合には、この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約内容の変更がなされた日とします。
- （注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻をいいます。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間の開始時（注1）以降でも、当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。
- ① この保険契約の保険期間の開始時（注1）から、保険料（注2）を領収した時までの期間中に被った身体障害
 - ② この保険契約の保険期間の開始時（注1）から、保険料（注2）を領収した時までの期間中に開始した第4条（入院保険金の支払）(1)の入院
 - ③ 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の無選択型傷害疾病入院保険金支払特約付帯長期補償傷害保険契約の保険期間の開始時（注1）から、その無選択型傷害疾病入院保険金支払特約付帯長期補償傷害保険契約の保険料（注2）を領収した時までの期間中であつた場合は、その身体障害によってその無選択型傷害疾病入院保険金支払特約付帯長期補償傷害保険契約の継続契約の保険期間中に開始した第4条（1）の入院
- （注1）保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、保険契約の条件の変更がなされた時とします。
- （注2）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第8条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に第4条（入院保険金の支払）(1)の入院を開始した場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が身体障害を被った時が次のいずれかに該当する場合は、当社は、保険金を支払いません。
- ① 初度契約の保険期間の開始時（注）よりも前である場合
 - ② この保険契約が普通保険約款第24条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(2)の規定により解除された場合は、その解除された日からその日を含めて当社が復活を承認する日の前日までの期間内
- （注）保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、その保険契約が初度契約か継続契約かにかかわらず、保険契約の条件の変更がなされた時とします。
- (3) 被保険者が疾病を被った時が、疾病責任開始日の午前0時よりも前である場合は、当社は、保険金を支払いません。
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、その入院を保険期間中の原因によるものとみなして第4条（入院保険金の支払）(1)の規定を適用します。
- ① 被保険者の被った身体障害が傷害の場合で、初度契約の保険期間の初日（注）からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に入院を開始した場合。ただし、初度契約の保険期間の初日（注）からその日を含めて2年以内に、その傷害またはその傷害と医学上重要な関係があると被保険

者以外の医師が判断した傷害の治療を目的とした入院をしていた場合または手術を受けていた場合は、保険金を支払いません。

- ② 被保険者の被った身体障害が疾病の場合で、疾病責任開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に入院を開始した場合。ただし、疾病責任開始日からその日を含めて2年以内に、その疾病またはその疾病と医学上重要な関係があると被保険者以外の医師が判断した疾病の治療を目的とした入院をしていた場合または手術を受けていた場合は、保険金を支払いません。

(注) 保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、その保険契約が初度契約か継続契約かにかかわらず、保険契約の条件の変更がなされた日とします。

- (5) 被保険者がこの保険契約の保険期間中に入院を開始し、その入院が継続している時にこの保険契約が満了した場合は、当会社は、その継続している入院を保険期間中の入院とみなして第4条（入院保険金の支払）（1）の規定を適用します。

第9条（契約年齢または性別の誤りの処置）

(1) 保険契約申込書および保険証券に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処置します。

① 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を取り消すことができるとし、保険契約を取り消す場合には、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

② 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

(2) 保険契約申込書および保険証券に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

(3) (1) および (2) の規定により追加保険料を請求する場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料の正しい契約年齢または性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- ① 追加保険料の領収前に、身体障害を被った場合
② 追加保険料の領収前に、第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合

第10条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は失効します。

(2) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第11条（保険契約の復活の特則）

普通保険約款第25条（保険契約の復活）の規定により、保険契約が復活した場合であっても、普通保険約款第24条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）（2）の規定により解除された日から次のいずれかの日までの期間内に被った身体障害および開始したこの特約第4条（入院保険金の支払）（1）の入院に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の被った身体障害が傷害の場合は、普通保険約款第25条（2）の保険契約の復活を承認した日の前日
② 被保険者の被った身体障害が疾病の場合は、普通保険約

款第25条（2）の保険契約の復活を承認した日からその日を含めて90日を経過した日

第12条（保険契約内容の変更）

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険証券記載の保険契約内容を変更することができます。

第13条（保険料の変更）

前条の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときで、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

第14条（入院を開始した場合の通知）

(1) 被保険者が第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容および入院の状況等について当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を終了した時または同条（1）の入院について同条（5）①および②の支払限度日数が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 第4条（入院保険金の支払）（1）の入院が1か月以上継続する場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当会社に対し保険金の内払を請求することができます。

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、かつ、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。

(5) (4) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(6) 当会社は、身体障害の内容または入院の状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、も

しくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因、身体障害発生状況、身体障害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、事故と身体障害との関係、被った身体障害と他の身体障害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)から(5)までの規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の照会 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)から(5)までの規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより調査が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第14条(入院を開始した場合の通知)の規定による通知または第15条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。また、被保険者の身体障害の症状

および治療内容等について、当社は、その診断を行った医師または病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第18条 (法令等の改正に伴う支払責任の変更)

(1) 当社は、公的医療保険制度に定める法令その他関連する法令等が改正された場合で、特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払責任を変更することがあります。

(2) (1)の規定によりこの保険契約の支払責任を変更する場合は、支払責任変更日(注)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(注) 当社の定める日をいいます。

(3) (2)の通知を受けた保険契約者は、支払責任変更日(注)の2週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとします。

① 支払責任変更日(注)からこの保険契約の支払責任を変更する方法

② 支払責任変更日(注)の前日に解除する方法
(注) 当社の定める日をいいます。

(4) (3)の指定がなされないまま支払責任変更日(注)が到来した場合は、保険契約者により(3)①の方法が指定されたものとみなします。

(注) 当社の定める日をいいます。

(5) (3)②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、当社は、別表3により計算した額を返還します。

第19条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「告知事項」、「保険期間」および「保険金」の定義、第2条(保険金を支払う場合)、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第9条(他の身体障害または疾病の影響)、第10条(保険責任の始期および終期)、第14条(契約年齢または性別の誤りの処理)、第18条(保険契約の失効)、第30条(事故の通知)、第31条(保険金の請求)、第32条(保険金の支払時期)ならびに第33条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)の規定は適用しません。

第20条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第11条(保険料の払込方法)の規定中「その保険金支払の原因となった事故が生じた日」とあるのは「この特約第4条(入院保険金の支払)(1)の入院を開始した日」

② 第15条(告知義務)(2)の規定中、「(注)」とあるのは「(注1)」、「この保険契約を解除することができます」とあるのは「この保険契約を解除することができます(注2)」。

ただし、以下の(注2)を加えます。
(注2) 保険契約の条件の変更の場合には、変更した部分に限りま

③ 第15条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の身体障害」

④ 第15条(告知義務)(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「この特約第4条(入院保険金の支払)(1)の入院を開始した後に」

⑤ 第15条(告知義務)(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「開始したこの特約第4条(入院保険金の支払)(1)の入院」

⑥ 第21条(重大事由による解除)(1)①および(2)②の規定中「傷害」とあるのは「傷害、疾病その他の身体障害」

⑦ 第21条(重大事由による解除)(3)の規定中「傷害(注1)」

- の発生した」とあるのは「この特約第4条（入院保険金の支払）（1）の入院（注1）を開始した」、「発生した傷害」とあるのは「開始したこの特約第4条（入院保険金の支払）（1）の入院」、「に生じた傷害」とあるのは「の入院」
- ⑧ 第26条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（5）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「被った身体障害」
 - ⑨ 第29条（保険料の返還—解除の場合）の規定中「別表4」とあるのは「この特約の別表3」
 - ⑩ 第34条（時効）の規定中「第31条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）（1）」

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合）（2）③の身体障害

平成6年10月12日総務庁告示第75号および平成11年3月31日総務庁告示第64号に定められた分類項目中次のいずれかに該当するものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F07、F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10-F19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20-F25、F28、F29
気分〔感情〕障害	F30-F34、F38、F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40-F45、F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50-F55、F59
成人の人格および行動の障害	F60-F66、F68、F69
知的障害<精神遅滞>	F70-F73、F78、F79
心理的発達の障害	F80-F84、F88、F89
小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90-F95、F98
詳細不明の精神障害	F99

別表2 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める身体障害状況報告書
4. 公の機関（注1）の事故証明書
5. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
6. 被保険者以外の医師による当会社の定める診断書
7. 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類
8. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
10. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
11. その他当社が第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）やむを得ない場合には、第三者をいいます。

（注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

別表3 返還保険料（例示表）

1. 普通保険約款第29条（保険料の返還—解除の場合）（1）、（3）およびこの特約第18条（法令等の改正に伴う支払責任の変更）（5）の場合
<省略>
2. 普通保険約款第29条（保険料の返還—解除の場合）（2）、（4）、（5）および（6）の場合
<省略>

23. 地震・噴火・津波危険補償特約 （無選択型傷害疾病入院保険金支払特約用）

当社は、この特約により、無選択型傷害疾病入院保険金支払特約第3条（保険金を支払わない場合）⑦および⑨の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

24. 無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学上重要な関係	病名が異なっても、医学上特に関係のあるものをいい、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
継続契約	無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約付帯長期補償傷害保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の初日とする無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約付帯長期補償傷害保険契約をいいます。 （注）その無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約付帯長期補償傷害保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	当社が告知を求めた保険契約申込書（注1）の記載事項をいいます。（注2） （注1）承認請求書を含みます。 （注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。
再入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態が終了した後、同一の身体障害の治療のために再び入院することをいいます。

用語	定義
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病責任開始日	初度契約の保険期間の初日（注）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。 （注）保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、この保険契約が初度契約か継続契約かにかかわらず保険契約の条件の変更がなされた日とします。
傷害	被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には体の外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は疾病とします。
承認請求書	保険契約の復活を請求する書類または保険契約の条件の変更を請求する書類をいいます。
初度契約	継続契約以外の無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約付帯長期補償傷害保険契約をいいます。
身体障害（傷害または疾病）を被った時	① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 ② 疾病については、被保険者以外の医師の診断による発病の時
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態が終了する前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
病院等	次の①から④までのいずれかに該当するものをいいます。ただし、①または②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ 四肢における骨折・脱臼・捻挫・打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ④ ①から③までの病院・診療所・施術所と同等の日本国外にある医療施設
保険期間	保険証券に記載の保険期間（注）をいいます。 （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当会社が承認した場合は、その保険契約条件の変更がなされた期間をいいます。
保険金	入院療養一時金をいいます。
無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約付帯長期補償傷害保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。

用語	定義
「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が被った傷害または疾病（注）に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（注）以下あわせて「身体障害」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）によって被った身体障害
- ⑦ 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
- ⑪ 頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑫ 被保険者の先天性異常
- ⑬ 被保険者の妊娠、出産または不妊治療。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる妊娠、出産または不妊治療については、保険金を支払います。
- ⑭ 被保険者の眼の屈折異常または調節異常（注7）。ただし、他の身体障害が原因となるものについては保険金を支払います。
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注4) 使用済燃料を含みます。
 (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
 (注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。
 (注7) いわゆる「近視、遠視、乱視または老眼」をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故による傷害
 - ② 酒に酔った状態(注2)で自動車等を運転している間に生じた事故による傷害
 - ③ 精神および行動の障害(注3)を被り、これを原因として生じた傷害
 (注1) 運転する地における法令によるものをいいます。
 (注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 (注3) 具体的には、別表1の身体障害をいいます。
- (3) 当会社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。

第4条 (入院療養一時金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が身体障害を被ったことを直接の原因として、その治療のために保険期間中(注1)に開始した入院が保険証券記載の入院日数(注2)以上継続した場合は、保険証券に記載の入院療養一時金額(注3)を保険金として被保険者に支払います。
- (注1) この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当会社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間中とします。
- (注2) 入院日数が複数記載されている場合は、それぞれの入院日数をいいます。
- (注3) 入院療養一時金額が複数記載されている場合は、それぞれの入院療養一時金額をいいます。
- (2) 同じ身体障害に対する保険金は、保険証券に複数記載されている場合はそれぞれにつき、保険期間(注)を通じ、1回の支払に限ります。
- (注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (4) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。
- (5) 同一の身体障害による入院については、被保険者が転入院または再入院した場合であっても1回の入院とみなします。ただし、その転入院または再入院が保険期間(注)中に開始した場合に限ります。
- (注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (6) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時(注)より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (注) この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当会社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間の開始時とします。

第5条 (身体障害の程度の決定)

- (1) 保険金の支払対象とならない身体障害(注)の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する身体障害に対して保険金を支払います。
- (注) 第3条(保険金を支払わない場合)、第7条(保険責任の始期および終期)(3)または第8条(保険期間と支払責任の関係)(2)もしくは(3)のいずれかに該当する身体障害をいいます。
- (2) 正当な理由がなく、被保険者が必要な治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(注)が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)の故意または重大な過失によって、身体障害の程度が重大となった場合も、(1)および(2)と同様の方法で支払います。
- (注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条 (身体障害の取扱い)

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、後の身体障害は前の身体障害と同一の身体障害とみなし、第4条(入院療養一時金の支払)(1)から(3)までの規定を適用します。
- ① 転入院または再入院した場合
 - ② 被保険者が傷害を被った場合において、その傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その事故により被った他の傷害を原因として入院したとき。
 - ③ 被保険者が疾病を被った場合において、その疾病の治療のための入院を開始した時に他の疾病を併発していたとき。
 - ④ 被保険者が疾病を被った場合において、その疾病の治療のための入院期間中に新たに他の疾病を被ったとき。
 - ⑤ 被保険者が疾病を被った場合において、その疾病の治療のための第4条(入院療養一時金の支払)(1)の保険金が支払われるべき入院が終了した後、他の疾病の治療のために入院し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一または医学上重要な関係があると被保険者以外の医師が認めたとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、身体障害の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその身体障害に関する入院治療が必要となったときは、後の身体障害は前の身体障害とは異なった身体障害とみなします。

第3章 基本条項

第7条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日(注1)の午後4時(注2)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (注1) この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約内容の変更を当会社が承認した場合には、この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約内容の変更がなされた日とします。
- (注2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻をいいます。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間の開始時(注1)以降でも、当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。
- ① この保険契約の保険期間の開始時(注1)から、保険料(注2)を領収した時までの期間中に被った身体障害
 - ② この保険契約の保険期間の開始時(注1)から、保険料

(注2)を領収した時までの期間中に開始した第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院

- ③ 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約付帯長期補償傷害保険契約の保険期間の開始時(注1)から、その無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約付帯長期補償傷害保険契約の保険料(注2)を領収した時までの期間中であつた場合は、その身体障害によってその無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約付帯長期補償傷害保険契約の継続契約の保険期間中に開始した第4条(1)の入院(注1)保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、保険契約の条件の変更がなされた時とします。
- (注2) 保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第8条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院日数を経過した場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が身体障害を被った時が次のいずれかに該当する場合は、当社は、保険金を支払いません。
- ① 初度契約の保険期間の開始時(注)よりも前である場合
- ② この保険契約が普通保険約款第24条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(2)の規定により解除された場合は、その解除された日からその日を含めて当社が復活を承認する日の前日までの期間内(注)保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、その保険契約が初度契約か継続契約かにかかわらず、保険契約の条件の変更がなされた時とします。
- (3) 被保険者が疾病を被った時が、疾病責任開始日の午前0時よりも前である場合は、当社は、保険金を支払いません。
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、その入院を保険期間中の原因によるものとみなして第4条(入院療養一時金の支払)(1)の規定を適用します。
- ① 被保険者の被った身体障害が傷害の場合で、初度契約の保険期間の初日(注)からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に入院を開始した場合。ただし、初度契約の保険期間の初日(注)からその日を含めて2年以内に、その傷害またはその傷害と医学上重要な関係があると被保険者以外の医師が判断した傷害の治療を目的とした入院をしていた場合または手術を受けていた場合は、保険金を支払いません。
- ② 被保険者の被った身体障害が疾病の場合で、疾病責任開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に入院を開始した場合。ただし、疾病責任開始日からその日を含めて2年以内に、その疾病またはその疾病と医学上重要な関係があると被保険者以外の医師が判断した疾病の治療を目的とした入院をしていた場合または手術を受けていた場合は、保険金を支払いません。
- (注) 保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、その保険契約が初度契約か継続契約かにかかわらず、保険契約の条件の変更がなされた日とします。
- (5) 被保険者がこの保険契約の保険期間中に入院を開始し、その入院が継続している時にこの保険契約が満了した場合は、当社は、その継続している入院を保険期間中の入院とみなして第4条(入院療養一時金の支払)(1)の規定を適用します。

第9条(契約年齢または性別の誤りの処置)

- (1) 保険契約申込書および保険証券に記載されている被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処置します。

- ① 実際の契約年齢が当社の定める契約年齢の範囲外であつた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を取り消すことができるものとし、保険契約を取り消す場合には、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。
- ② 実際の契約年齢が当社の定める契約年齢の範囲内であつた場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) 保険契約申込書および保険証券に記載されている被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- (3) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、次のいずれかに該当するときは、当社は、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料の正しい契約年齢または性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 追加保険料の領収前に、身体障害を被った場合
- ② 追加保険料の領収前に、第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院を開始した場合

第10条(保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は失効します。
- (2) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第11条(保険契約の復活の特則)

- 普通保険約款第25条(保険契約の復活)の規定により、保険契約が復活した場合であっても、普通保険約款第24条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(2)の規定により解除された日から次のいずれかの日までの期間内に被った身体障害および開始したこの特約第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院に対しては、当社は、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の被った身体障害が傷害の場合は、普通保険約款第25条(2)の保険契約の復活を承認した日の前日
- ② 被保険者の被った身体障害が疾病の場合は、普通保険約款第25条(2)の保険契約の復活を承認した日からその日を含めて90日を経過した日

第12条(保険契約内容の変更)

保険契約者は、当社が承認した場合に限り、保険証券記載の保険契約内容を変更することができます。

第13条(保険料の変更)

前条の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときで、保険料払込方法が一時払以外のときには、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

第14条(入院を開始した場合の通知)

- (1) 被保険者が第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院を開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容および入院の状況等について当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはそ

の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院が保険証券に記載されている入院日数以上継続した時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注)法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、身体障害の内容または入院の状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因、身体障害発生の状況、身体障害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、事故と身体障害との関係、被った身体障害と他の身体障害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)から(5)までの規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびそ

の確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の照会(注3)180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査60日
 - ④ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日
- (注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(3)から(5)までの規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。
- (注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより調査が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
 - (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第14条(入院を開始した場合の通知)の規定による通知または第15条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。また、被保険者の身体障害の症状および治療内容等について、当社は、その診断を行った医師または病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。(注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。(注2)収入の喪失を含みません。

第18条 (法令等の改正に伴う支払責任の変更)

- (1) 当社は、公的医療保険制度に定める法令その他関連する法令等が改正された場合で、特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払責任を変更することがあります。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約の支払責任を変更する場合は、支払責任変更日(注)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。(注)当社の定める日をいいます。
- (3) (2)の通知を受けた保険契約者は、支払責任変更日(注)の2週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとします。
 - ① 支払責任変更日(注)からこの保険契約の支払責任を変更する方法
 - ② 支払責任変更日(注)の前日に解除する方法(注)当社の定める日をいいます。
- (4) (3)の指定がなされないまま支払責任変更日(注)が到来した場合は、保険契約者により(3)①の方法が指定されたものとみなします。

(注) 当会社の定める日をいいます。

(5) (3) ②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、当会社は、別表3により計算した額を返還します。

第19条 (普通保険約款等の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「告知事項」、「保険期間」および「保険金」の定義、第2条(保険金を支払う場合)、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第9条(他の身体の障害または疾病の影響)、第10条(保険責任の始期および終期)、第14条(契約年齢または性別の誤りの処理)、第18条(保険契約の失効)、第30条(事故の通知)、第31条(保険金の請求)、第32条(保険金の支払時期)ならびに第33条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)の規定は適用しません。

第20条 (普通保険約款等の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条(保険料の払込方法)の規定中「その保険金支払の原因となった事故が生じた日」とあるのは「この特約第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院を開始した日」
- ② 第15条(告知義務)(2)の規定中、「(注)」とあるのは「(注1)」、「この保険契約を解除することができます」とあるのは「この保険契約を解除することができます(注2)」。
- ただし、以下の(注2)を加えます。
(注2) 保険契約の条件の変更の場合には、変更した部分に限りします。
- ③ 第15条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の身体障害」
- ④ 第15条(告知義務)(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「この特約第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院を開始した後に」
- ⑤ 第15条(告知義務)(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「開始したこの特約第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院」
- ⑥ 第21条(重大事由による解除)(1)①および(2)②の規定中「傷害」とあるのは「傷害、疾病その他の身体障害」
- ⑦ 第21条(重大事由による解除)(3)の規定中「傷害(注1)の発生した」とあるのは「この特約第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院(注1)を開始した」、「発生した傷害」とあるのは「開始したこの特約第4条(入院療養一時金の支払)(1)の入院」、「に生じた傷害」とあるのは「の入院」
- ⑧ 第26条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(5)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「被った身体障害」
- ⑨ 第29条(保険料の返還—解除の場合)の規定中「別表4」とあるのは「この特約の別表3」
- ⑩ 第34条(時効)の規定中「第31条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第15条(保険金の請求)(1)」

第21条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条(保険金を支払わない場合)(2)③の身体障害

平成6年10月12日総務庁告示第75号および平成11年3月31日総務庁告示第64号に定められた分類項目中次のいずれかに該当するものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとし、

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F07、F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10-F19

分類項目	基本分類コード
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20-F25、F28、F29
気分〔感情〕障害	F30-F34、F38、F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40-F45、F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50-F55、F59
成人の人格および行動の障害	F60-F66、F68、F69
知的障害<精神遅滞>	F70-F73、F78、F79
心理的発達の障害	F80-F84、F88、F89
小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90-F95、F98
詳細不明の精神障害	F99

別表2 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める身体障害状況報告書
4. 公の機関(注1)の事故証明書
5. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
6. 被保険者以外の医師による当会社の定める診断書
7. 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類
8. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
10. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
11. その他当社が第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) やむを得ない場合には、第三者をいいます。

(注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

別表3 返還保険料(例示表)

1. 普通保険約款第29条(保険料の返還—解除の場合)(1)、(3)およびこの特約第18条(法令等の改正に伴う支払責任の変更)(5)の場合
<省略>
2. 普通保険約款第29条(保険料の返還—解除の場合)(2)、(4)、(5)および(6)の場合
<省略>

25. 地震・噴火・津波危険補償特約(無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約用)

当会社は、この特約により、無選択型傷害疾病入院療養一時金支払特約第3条(保険金を支払わない場合)⑦および⑨の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

26. 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第43

主として補償に
関する特約

その他の特約

条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

27. 保険料預金口座振替特約

第1条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、この保険契約の一時払保険料または第1回保険料を、保険契約締結の後、当会社の定める日に預金口座振替の手続により払い込まなければなりません。
- （2）第2回目以降の分割保険料については、払込期日に預金口座振替の手続により払い込まなければなりません。

第2条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （2）保険期間が始まった後でも、当会社は、前条（1）に規定する保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、当会社の定める日までに第1条（保険料の払込方法）（1）に規定する保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

28. 自動継続特約（分割払契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特約保険金額	この保険契約に付帯された他の特約の保険金額をいいます。ただし、この保険契約に葬祭費用補償特約が付帯されている場合は、同特約の保険金額は、最終年度の保険金額をいいます。
保険金額	普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）の保険金額および第7条（入院一時金の支払）の入院一時金保険金額をいいます。
保険証券等	保険証券または保険契約継続証等の保険証券に代わる書面をいいます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

- （1）この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎回同様とします。
- （2）被保険者の年齢が進行することにより、その被保険者の適用保険料が変更となる場合には、（1）にいう「同一の内容」のうち保険料（注）または保険金額もしくは特約保険金額については、次のいずれかこの保険証券等に記載された方法により計算した額とします。
 - ① 保険金額および特約保険金額を同額とし、保険料（注）を変更する方法
 - ② 保険料（注）および特約保険金額を同額とし、保険金額を変更する方法（注）この保険契約に対する保険料をいいます。
- （3）（1）および（2）の規定により、この保険契約が継続

された場合において、継続契約に適用する保険料率（注）は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率（注）とします。

（注）第7条（継続契約に適用される特約）の規定により継続契約に付帯されるその他の特約の保険料率を含みます。

- （4）（1）および（2）の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の保険料が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

- （1）継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- （2）保険料の払込方法が一時払の場合において、継続契約の一時払保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時まで払い込むものとします。
- （3）保険料の払込方法が年払の場合において、継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌年の応当日までに、第2回以降の保険料は、その翌年の応当日から毎年払い込むものとします。
- （4）保険料の払込方法が半年払の場合において、継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の半年後の応当日までに、第2回以降の保険料は、その半年後の応当日から半年ごとに払い込むものとします。
- （5）保険料の払込方法が月払の場合において、継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回以降の保険料は、その翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第5条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

保険契約者が、継続前契約の未払込保険料または前条の継続契約の保険料（注）について、前条の継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回分割保険料をいいます。

第6条（保険料不払による継続契約の解除）

保険契約者が、継続前契約の未払込保険料または第4条（継続契約の保険料および払込方法）の継続契約の保険料（注）について、第4条の継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回分割保険料をいいます。

第7条（継続契約に適用される特約）

第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- （1）第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続される場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- （2）（1）の規定による告知に関する普通保険約款第15条（告知義務）の規定の適用については、同条（1）および（2）の規定中「保険契約締結（注）の際」、同条（3）の規定中「保険契約締結（注1）の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条（3）の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」と、同条（3）④の規定中「保険契約締結時」とあるのは「保険契約継続時」とします。

第9条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金額」

の定義の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第40条（契約内容の登録）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」と読み替えて適用します。

第11条（準用規定等）

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険料の払込方法が一時払の保険契約の場合の継続契約の保険料については、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料については、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）(3)の規定を適用せず、普通保険約款第24条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(1)の規定を準用します。

29. 通信販売に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
特約保険金額	この保険契約に付帯された他の特約の保険金額をいいます。ただし、この保険契約に葬祭費用補償特約が付帯されている場合は、同特約の保険金額は、最終年度の保険金額をいいます。
引受承諾書	引受けに関する承諾を記した書類をいいます。
保険金額	普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）の保険金額および第7条（入院一時金の支払）の入院一時金保険金額をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込を行うことができます。
 - ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
 - ② 所定の手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社または代理店に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1)②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、申込書または引受承諾書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込みをした後、一時払保険料または第1回分割保険料を当会社の定める日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
 - ① 郵便振替

- ② 銀行振込
 - ③ 預金口座振替
 - ④ 郵便貯金口座振替
 - ⑤ 書留
 - ⑥ クレジットカード払
- (3) 保険契約者は、(2)①から⑥までに定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、(2)の保険料を払い込むことができるものとします。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、次条(2)の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収事故に関する規定は適用されないものとします。
 - (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。
 - (5) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の保険料については、払込期日に(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券等記載の保険期間の初日（注）の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。（注）前条(2)の保険料が払い込まれた日の翌日以降とします。
- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は前条(2)の保険料が払い込まれる前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、当会社の定める日までに第3条（保険料の払込方法）(2)の保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第6条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎回同様とします。
- (2) 被保険者の年齢が進行することにより、その被保険者の適用保険料が変更となる場合には、(1)にいう「同一の内容」のうち保険料（注）または保険金額もしくは特約保険金額については、次のいずれかこの保険証券等に記載された方法により計算した額とします。
 - ① 保険金額および特約保険金額を同額とし、保険料（注）を変更する方法
 - ② 保険料（注）および特約保険金額を同額とし、保険金額を変更する方法
（注）この保険契約に対する保険料をいいます。
- (3) (1)および(2)の規定により、この保険契約が継続された場合において継続契約に適用する保険料率（注）は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率（注）とします。
（注）第10条（継続契約に適用される特約）の規定により継続契約に付帯されるその他の特約の保険料率を含みます。
- (4) (1)および(2)の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の保険料が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。
- (5) 継続契約における当会社の保険責任は、第4条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、その保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第7条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険料の払込方法が一時払の場合において、継続契約の

一時払保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時までで第3条（保険料の払込方法）（2）から（4）までのいずれかの手続により払い込むものとします。

- (3) 保険料の払込方法が年払の場合において、継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌年の応当日までに、第2回目以降の保険料はその翌年の応当日から毎年第3条（保険料の払込方法）（2）から（4）までのいずれかの手続により払い込むものとします。
- (4) 保険料の払込方法が半年払の場合において、継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の半年後の応当日までに、第2回目以降の保険料はその半年後の応当日から半年ごとに第3条（保険料の払込方法）（2）から（4）までのいずれかの手続により払い込むものとします。
- (5) 保険料の払込方法が月払の場合において、継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回目以降の保険料はその翌月の応当日から毎月第3条（保険料の払込方法）（2）から（4）までのいずれかの手続により払い込むものとします。

第8条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

保険契約者が、継続前契約の未払込保険料または前条の継続契約の保険料（注）について、前条の継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回分割保険料をいいます。

第9条（保険料不払による継続契約の解除）

- (1) 保険契約者が、継続前契約の未払込保険料または第7条（継続契約の保険料および払込方法）の継続契約の保険料（注）について、第7条の継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- （注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回分割保険料をいいます。
- (2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第10条（継続契約に適用される特約）

第6条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第11条（継続契約の告知義務）

- (1) 第6条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続された場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知に関する普通保険約款第15条（告知義務）の規定の適用については、同条（1）および（2）の規定中「保険契約締結（注）の際」、同条（3）の規定中「保険契約締結（注1）の際」とあるのは「保険契約継続の際」と、同条（3）の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」と、同条（4）の規定中「保険契約締結時」とあるのは「保険契約継続時」とします。

第12条（死亡保険金受取人）

- (1) この保険契約における死亡保険金受取人は、当社が特に認めた場合を除き、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の指定または変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人となります。
- (2) この保険契約における死亡保険金受取人は、当社が特

に認めた場合を除き、その受取人を変更することはできません。

第13条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金額」の定義の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語の定義）の「告知事項」の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項、引受承諾書に記載された事項または保険証券等に記載された事項」
- ② 第14条（契約年齢または性別の誤りの処理）の規定中「保険契約申込書」とあるのは「保険契約申込書、引受承諾書または保険証券等」
- ③ 第40条（契約内容の登録）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の際」

第15条（準用規定等）

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険料の払込方法が一時払の保険契約の場合の継続契約の保険料については、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は適用しません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料については、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）（3）の規定を適用せず、普通保険約款第24条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）（1）の規定を準用します。

30. 死亡保険金受取人に関する特約

- (1) この保険契約における死亡保険金受取人は、当社が特に認めた場合を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の指定または変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人となります。
- (2) この保険契約における死亡保険金受取人は、当社が特に認めた場合を除き、その受取人を変更することはできません。

31. 夫婦特約

第1条（被保険者の範囲）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款および普通保険約款に付帯された他の特約における被保険者は、本人（注1）および本人の配偶者（注2）とします。
- （注1）保険証券記載の被保険者をいいます。
- （注2）法律上の配偶者に限ります。
- (2) (1)の本人と本人の配偶者との続柄は、保険金支払事由が発生した時におけるものをいいます。

第2条（被保険者に適用される保険金額および無事故戻し金額）

- (1) 本人および本人の配偶者に適用される普通保険約款および他の特約の保険金額（注）は、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額（注）とします。
- （注）一時金額、給付金額等の名称の別は問いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約に無事故戻し特約が付帯されている場合の無事故戻し金額は、本人につき、保険証券記載の無事故戻し金額とします。

第3条（適用除外）

下欄に記載の特約の被保険者および保険金額（注）につい

ては、第1条（被保険者の範囲）および前条の規定にかかわらず、その特約の規定を適用します。

（注）一時金額、給付金額等の名称の別は問いません。

- ・連生型葬祭費用補償特約
- ・個人賠償責任補償特約
- ・現金盗難被害補償特約
（この保険契約に上記の各特約が付帯されている場合）

第4条（被保険者の削除）

（1）保険契約締結の後、被保険者が次のいずれかの事由に該当した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- ① 本人が死亡した場合
 - ② 第1条（被保険者の範囲）（1）に該当する配偶者がいなくなった場合
- （2）（1）の規定による通知があった場合には、当会社は、その通知日にそれぞれ次のとおり取り扱います。ただし、（1）①または②の事由に該当したことを示す書類を保険契約者が提出した場合には、その事由に該当した時に遡ってそれぞれ次のとおり取り扱います。
- ① 本人が死亡した場合には、当会社は、保険料を返還しません。
 - ② 第1条（被保険者の範囲）（1）に該当する配偶者がいなくなった場合には、その理由により次のとおり取り扱います。
ア. 死亡による場合には、当会社は、保険料を返還しません。
イ. 死亡以外の理由による場合には、当会社は、普通保険約款第29条（保険料の返還－解除の場合）（6）から（8）までの規定を準用してその配偶者についての保険料を返還します。

第5条（普通保険約款等の読み替え）

（1）この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第14条（契約年齢または性別の誤りの処理）の規定中「被保険者」とあるのは「本人」
 - ② 第18条（保険契約の失効）の規定中「被保険者が死亡した場合には、」とあるのは「被保険者が死亡し、この特約第1条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合には、」
- （2）この特約が付帯された保険契約に無事故戻し特約が付帯されている場合には、同特約第1条（無事故戻し金の支払）（1）の規定中「その保険期間中に」とあるのは「本人につきその保険期間中に」と読み替えて適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

32. 共同保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であっても、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

33. 保険料クレジットカード払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

（1）当会社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料（注）を支払うことを承認します。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

（2）（1）にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条（保険料領収前に生じた事故等の取扱い）

（1）保険契約者から、この保険契約の申込時または変更承認請求時に保険料（注1）のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社はカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った上で、当会社がクレジットカードによる保険料（注1）の支払を承認した時（注2）以降、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱いに関する規定を適用しません。

（注1） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

（注2） 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合

は保険期間の開始した時とします。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料(注)を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料(注)を返還する場合は、当社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料(注)を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認することなく保険料(注)を返還します。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

MEMO

MEMO

MEMO